

法律のQ&A

基礎支援金・加算支援金共通		
No.	質問	回答
	【損害賠償、契約等】	
1	【瓦、ブロック塀等による損害賠償】家の瓦、ブロック塀又はマンションの外壁が地震により崩れてしまい、隣家の自動車が破損しました。また、地震により墓が崩れ、隣の墓が傷つきました。修理代金の支払はどうなるのでしょうか？震度4の場合と震度7の場合で違いがありますか？	1 瓦やブロック塀による破損に関する相談が、非常に多くなっています。土地工作物責任（民法第717条第1項）が問題となり、従前、震度5以下の場合には損害賠償責任を免れず、震度6以上の場合には不可抗力に基づくものとして瑕疵が否定され損害賠償責任を免れると考えられてきました（以下「震度5・震度6基準」といいます。）。この「震度5・震度6基準」は、「震度『5』程度の地震が仙台市近郊において通常発生することが予測可能な最大級の地震であったと考えるのが相当である」ことを前提に、「本件ブロック塀の設置につき瑕疵があったというためには、…本件ブロック塀が地盤、地質、施工状況等の諸事情に照して震度『5』の地震に耐え得る安全性を有していなかったことが明らかにされなければならないものといわなければならない」と判示した、宮城県沖地震時におけるブロック塀倒壊事故に関する仙台地判昭56・5・8判時1007・30、「本件宅地に耐震性の点からの瑕疵の存否は、従来発生した地震の回数、頻度、規模、程度のほか、時代ごとに法令上要求される地上地下構築物の所在場所、地質、地形、強度等の諸要素を考慮し、一般常識的見地から、少なくとも震度五程度の地震に対して安全性の有無を基準として判断するのが相当である」と判示した、宮城県沖地震時における宅地造成工事に関する仙台地判平4・4・8判時1446・98等に基づき提唱されています。当該「震度5・震度6基準」に基づけば、震度4の場合は修理代金を支払わなければならない一方、震度7であれば支払を免れ得ることとなります。2 もっとも、阪神・淡路大震災ほか、震度6以上の地震が散発している昨今、震度6以上の地震が予測不可能とはいえないとも考えられますので、「震度5・震度6基準」が東日本大震災にも妥当するかどうかについては慎重な考慮が必要です。瑕疵があったか否か、すなわち、「当該瓦、ブロック塀、マンションの外壁又は墓が、その当時発生することが予想された地震動に耐え得る安全性を有していたか否か」を個別具体的に検討する必要があります。その際、建築基準法、宅地造成等規制法等の基準を充たしているかも確認すべきです。3 なお、今回の東日本大震災のために瓦、ブロック塀、マンションの外壁又は墓等が倒壊する危険が現実化していたにもかかわらず、それらを放置してお勧めします。また、②-1【所有建物の損壊に伴う建築業者に対する損害賠償請求】の項も参照してください。
2	【建物内部の崩壊による怪我】スーパーで買い物をしていました。地震によりスーパーの天井や看板が落下し、全身打撲の怪我を負いました。損害賠償はできますか。	1 建物の中で怪我をした場合にも、上記①-1【瓦、ブロック塀等による破損】と同様、土地工作物責任（民法717条）の問題となります。上記「震度5・震度6基準」を参考にすれば、看板や天井が震度5に耐えられる安全性を有していたかどうかを、看板や天井の取付方法や管理方法等諸事情を総合的に考慮して決することとなります。その結果、看板や天井がその当時発生することが予想された地震動に耐え得る安全性を欠いていると判断される場合、損害賠償義務が発生します。もっとも、仮に震度6以上のため不可抗力として免責されるとしても、全身打撲の怪我に鑑み、スーパー側が自発的に補償をすることも考えられますので、まずは交渉してみてください。2 スーパーが店舗建物を所有しているのではなく、賃借している場合には、スーパーは損壊した建物の占有者ということになります。従って、スーパーが損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたと認められる場合には責任を負わず（民法717条1項但書）、上記の請求は建物の賃貸人である所有者に対して行うこととなります。
3	3【失火】 Q 私の自宅裏に設置していた灯油タンクが地震のために破損したため引火して、私の自宅だけでなく隣近所数軒に延焼し焼失させてしまいました。この場合、私は隣近所の方から損害賠償請求されるのでしょうか。	隣近所の方から損害賠償請求される可能性があります。民法717条の工作物責任と失火責任との関係が問題となり、学説・裁判例も分かれていて難しい問題点が含まれます。このような場合には、瑕疵ある工作物から直接生じた火災については民法717条の工作物責任が適用され、その火災から延焼した被害については、工作物の設置・保存の瑕疵が所有者の重過失による場合は失火責任法が適用されることになると考える説が有力です。灯油タンクに瑕疵があると認められる場合には、延焼について賠償責任が生じる可能性もあります。
4	【行政庁への責任追及】県や市町村の災害救助の対応に遅れがあったために、私の家族は土砂崩れの現場から救出できず死亡してしまったと思うのですが、これを県や市町村に対して責任を追及できるのでしょうか。	今回のような広範囲で大規模な災害が起こった場合、県や市町村の災害救助の対応部署自体が被災している場合もあり、被害の実態を把握するのに時間を要した場所も多かったと思われるので、行政の対応の問題を追及するのは、個々の具体的事情によると思います。たとえば、国が管理する崖等が予想される震度以下の地震で土砂崩れが起こった場合等は、国賠請求として責任追及のできる場合があります。
5	【自力救済】大切にしていた高価な飾り物が、津波で流され他人の土地中の瓦礫の中にあります。自力で取り戻してもよいのでしょうか？	自分の所有物としてすぐに取り戻したい気持ちは分かりますが、他人の土地に勝手に入ることとは、最悪の場合、住居侵入等（刑法130条前段）に該当する可能性も否定できません。また、弁護士としては、本当に相談者の所有物が不明であるにもかかわらず、取戻しを可能であると回答すると、窃盗（刑法235条）に荷担することにもなりかねませんので、注意が必要です。ただ、放置しておくこと紛失しかならないという状況であれば、本人の責任において、念のため中立の第三者の立ち会いの下でその物を回収してきて、異議が出ないかどうか様子を見るという方法が考えられます。
6	【救助要請の見過ごし】地震による津波から逃れて避難所へ急ぐ途中、倒壊した塀の下敷きになった人から「助けてくれ。」と呼び止められました。助けてあげたいと思いつつも、津波が近くまで来ていたため、自分が逃げることで精一杯だったので、助けずに逃げてしまいました。私が助けてあげれば、その人は生きていたかもしれないと思うと、大変後悔しています。私は、刑事上、民事上、何らかの責任を負うのでしょうか。	基本的に、刑事上も民事上も法的に何らかの責任を負うことはありません。ただし、救助を求めた人があなたと一定の関係のある人の場合には、刑事上・民事上の責任を負う可能性があります。たとえば、自分の子供については保護責任者遺棄致死罪が、自分の会社の従業員の場合には使用者として被用者に対する安全配慮義務に基づく損害賠償責任が成立する可能性があります。
7	【避難時の突っ込み】地震による津波が押し寄せてきたため、車で高台に避難している最中に、車の進路をふさぐように立っていた人がいたので、当たるとわかっていながら突き倒してしまいました。その人は、その事故のせいで亡くなったと後日聞きました。私は何らかの責任を負うのでしょうか。	刑事上・民事上の責任を負う可能性があります。刑事上、車で人をはねて死亡させた場合、自動車運転過失致死罪（刑法211条2項）に問われますが、本件のような場合、緊急避難が成立して、刑事上の責任を免れるかが問題となります（②-5【隣家に対する損害賠償責任】参照）。ただ、緊急避難の要件はかなり厳しいため、緊急避難が成立する可能性は低いと言わざるを得ません。仮に、刑事上、緊急避難が成立して刑事上の責任が免れたとしても、民事上、不法行為に基づく損害賠償請求がされることとなります。ただし、被害者の過失の有無により過失相殺の可能性はあります。

8	<p>【ボランティア活動中の怪我】 ボランティア活動に参加し、リーダーの指示に基づき、地震で半壊した建物の中に入り、被災者から依頼されたアルバムを探していたところ、余震がきて、建物がさらに崩れて柱に手を挟まれて骨折してしまいました。ボランティア団体や指示をしていたリーダーに対して治療費等を請求することはできますか。アルバムを探して欲しいと依頼した被災者に対してはどうですか。</p>	<p>ボランティアとボランティア団体の間には、ボランティアという労務を無償で提供する契約が締結されていることとなります。裁判例は、直接契約関係がない場合でも事実上指揮監督を受けているときは安全配慮義務があるとしていますので（最判平3・4・11判時1391・3）、本件のような関係においても、ボランティア団体が、故意・過失により安全配慮義務を怠ったと認められる場合は、ボランティア団体に対して損害賠償請求ができて考えられます。また、指示していたリーダーに対しても、リーダーの指示が故意又は過失によるものであった場合には、不法行為に基づく損害賠償責任を追及できる可能性があります。なお、被災者に対する請求は難しいと思われれます。被災者との間には契約関係がありませんから、上記のような安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求はできません。また、被災者が建物の所有者であるということで、土地の工作物責任を追及することも考えられますが、本件については、既に半壊している建物であることを前提にボランティア活動を行っていますので、その建物の設置・保存についての瑕疵に基づく責任を認めるということは難しいと思われれます。</p>
9	<p>【工場等からの有害物質】 今回の地震による津波によって近くの化学工場から有害物質が県道に流出してしまい自宅の庭にまで入ってきて残ってしまいました。どのような手段をとることが可能でしょうか。</p>	<p>まず、有害物質の流出・残置に対して汚染除去を求めることが考えられます。ただ、妨害の原因が不可抗力である場合には物権的請求権は生じないとする判例がありますので（大判昭12・11・19民録16・1881）、不可抗力だと判断された場合などは汚染除去を求めることができない場合があります。ただ、そのような場合でも、特別法（水質汚濁法14の2、毒劇法16の2・22④、消防法16の3）によって、有害物質についての応急措置や行政への連絡が義務づけられていますので、地方自治体に相談し、汚染を除去するよう指導を求めてください。また、自ら汚染除去費用を出したり、有害物質によって健康被害等の損害が生じた場合には、工場を操業している会社等に対して不法行為に基づく損害賠償を請求できるかですが、これは、当該会社に対して工作物責任を問えるかの問題となりますので、損害賠償が認められるかはそれぞれの具体的事情によります。</p>
12	<p>【売買契約と事情変更】 震災前に船を購入する契約をしていました。震災がありましたが無事とのことでした。しかし、お金が無くなってしまったのでできれば売買契約を解除したいのですが、可能でしょうか。</p>	<p>この場合、契約上に特別な規定がなければ、契約を解除する事由はないと思われれます。（もし手付解除の規定があり、履行の着手前であれば、手付金を放棄することにはなりますが、解除して代金の支払いを免れることにはなるでしょう。）あとは、事情変更による解除ができるかどうか問題となります。同法理の一般的要件としては、①契約成立当時その基礎となっていた事情が変更すること、②契約締結後の事情の変更が、当事者にとって予見することができなかったこと、③事情変更が当事者の責めに帰することができない事由によって生じたものであること及び④事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められることが挙げられています（谷口知平ほか編『新版 注釈民法（13）債権（4）』（有斐閣、平成8年）69頁、最判昭29・2・12民集8・2・448、最判平9・7・1民集51・6・2452参照）。しかし、判例上、事情変更の原則自体は認められているものの、その適用には厳格な姿勢がとられています。このため、今回の大震災によったとしても、事情変更の原則が適用されない可能性が高いと言わざるを得ません。事情変更の原則が適用されない場合、代金支払義務は免れません。もっとも、今回の震災の影響として資金繰りが困窮したことは売主にも理解してもらえるであろうから、支払時期の延期、分割払い、一部減免等を交渉すべきでしょう。</p>
14	<p>【通勤定期券の払戻し】 毎日、電車で通勤していましたが、今回の地震による津波で線路が流されて電車の運転の目的がたちません。今後は車通勤をするしかないのですが、地震の前日に6か月定期を購入したばかりですので、この定期券を払戻ししたいのですが、できるのでしょうか。</p>	<p>旅客と鉄道会社との間の契約関係は、各鉄道会社の「運送約款」に規定されており、その約款の内容に基づき払い戻すことができます。しかし、かかる約款がない場合でも、危険負担における債務者主義から、原則、震災によって電車等が運行不能になった場合には定期券の残りの期間に応じて払い戻してもらえると考えられます。</p>
15	<p>【倉庫契約】 港近くの倉庫業者に荷物を預けていたところ、今回の大地震による津波で荷物が倉庫もろとも流されてしまいました。倉庫業者に対して、何らかの責任を追及できるでしょうか。荷物が津波によって流されたのではなく、地震のために倉庫内に積み上げられていた荷物が崩れて内部が破損してしまった場合はどうでしょうか。</p>	<p>「標準倉庫寄託約款」40条1項では、地震（津波）によって生じた損害については倉庫業者（受託者）は荷物等預けた人や会社（寄託者）に対して責任を負わないと規定されていますので、原則として倉庫業者に対して損害賠償等の請求はできません。この場合、荷物に地震保険がつけられていれば、保険金を請求することは可能です。しかし、地震によって倉庫内の荷物の積み方に問題があったために崩れて内部が破損してしまった場合のように、倉庫業者に荷物の保管について善管注意義務違反がある場合には、善管注意義務違反に基づく損害賠償請求ができます。商法617条では、倉庫業者側が注意義務を怠らなかつたことを立証しない限り、預けた物の滅失・既存について損害を賠償する責任を負うことになっています。</p>
18	<p>【悪徳商法全般】 地震に便乗した悪徳商法にはどのような商法があるのでしょうか。また、このような悪徳商法には、どのように対応すればいいのでしょうか。</p>	<p>1 訪問販売による方法 地震による家屋の修繕や屋根瓦の葺き替えの役務の提供、震災によって品薄となっている生活必需品等を高価な代金で購入させるという方法も多く見られます。 また、消防署やガス会社、水道会社等の公共団体からきたと名乗って、無料点検をすと言って点検をした後で不必要な商品等を購入させるという方法が多く見られます。有名な公共団体や会社に類似もしくは関連するかのような紛らわしい名前を使用したりすることもあるので注意が必要です。必ず相手に身分証明書等を提出させて身分を確認し、契約の前に当該会社や当該公的機関に点検や訪問販売の事実を確認したり、弁護士会や消費者センター、場合によっては最寄りの警察に相談するようにしましょう。 2 義捐金詐欺 報道等で名の知れた団体名等を使用して、自宅を訪問して義捐金を募るケースも多いです。また、自宅に電話を掛けてきて寄付を募る場合もありますので、すぐに送金等をせずに、消費者センター等に相談して詐欺ではないとはっきりしてから振り込み等を行うようにすべきです。 3 今回の震災では、独立行政法人国民生活センターにより「震災に関する悪徳商法110番」という相談窓口が開設されています。（電話番号0120-214-888 毎日10時から16時まで）</p>

20	<p>【債務不履行】今回の地震による津波により工場が全壊し、在庫商品もすべて流れてしまったため、納期に商品を納品することができません。この商品は他の工場や他社でも一切製造していません。このような場合、債務不履行責任を負うのでしょうか。また、種類債権の調達義務はどのような場合でも生じますか。</p>	<p>工場で生産している商品ということなので、不特定物（種類債権）であると考えます。この場合、債務者は同種の商品を市場で調達できますから、債務者に調達義務が生じ、履行不能とはなりません。今回のような大震災の場合、債務者が被災したり、部品の調達に多額の費用を要する等履行すべき商品を調達することが著しく困難となることも多いと思われます。債務者やその地域一体が被災して取引活動ができなくなったような場合、履行の遅延が不可抗力によるものとして、履行遅滞の責を負わないと考えられます。また、道路や輸送手段の被災による物理的原因や、原発を理由とする行政上の措置による避難指示等により納品が不能又は著しく困難となった場合も同様と考えられます。</p>
2	<p>【不動産（借地借家含む）】</p> <p>【所有建物の損壊に伴う建築業者に対する損害賠償請求】私の所有している家が地震で倒壊してしまいました。周りの家は倒壊していないので建築に問題があったのではないかと考えています。建築業者に対して損害賠償請求できますか。</p>	<p>仙台地判平4・4・8判時1446・98は、昭和53年6月12日発生宮城沖地震において、宅地造成工事に関する事件で、「本件宅地の耐震性の点からの瑕疵の存否は、従来発生した地震の回数、頻度、規模、程度のほか、時代ごとに法令上要求される地上地下構築物の所在場所、地質、地形、強度等の諸要素を考慮し、一般常識的見地から少なくとも震度5程度の地震に対して安全性の有無を基準として判断するのが相当である」としていますが、この地震発生当時、仙台市近郊において過去に発生した地震では震度6以上の例がありませんでした（宮城県沖地震も公表震度5でしたが、その後の調査により基本的に震度6とみなすのが妥当とされました）。気象庁が発表する震度は、地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値にすぎず、揺れの大きさや周期、継続時間、地盤の状況等により被害の程度は異なる上、震度6を超える地震をいくつも経験し、建築基準法等の改正により耐震基準が強化されている現在においても、震度5程度を基準として安全性の有無を検討してよいかどうか疑問があるところ。ただ、少なくとも周りの家は倒壊していないところがあると、当該家屋は、震度5程度の地震（棚の食器や本が落ち、固定していない家具が移動したり倒れる等の被害とされています）に耐えられない一般に要求される程度の安全性を持っておらず、瑕疵の存在を理由に建築業者に対する損害賠償請求が認められる可能性がります。また、建築設計者に対する損害賠償も考えられます。建物は2年、請負人に重過失ある瑕疵は、1年を5年、2年を10年とするとしてされているケースが多いと思われます。また、平成12年4月1日以降の新築住宅の売買契約、請負契約には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」が適用されます。瑕疵担保責任が引渡し後10年に延長され、取得者に不利な特約（期間の短縮等）を無効とし、損害賠償請求、瑕疵修補請求、売買契約で修補不能な場合には契約解除が認められています（品確法94条、95条）。品確法に基づく瑕疵担保責任については、②-4を参照してください。なお、ブロック塀等が倒壊した場合の工作物責任における「瑕疵」については、①-1を参照してください。また阪神・淡路大震災で賃貸マンションの1階部分が倒壊し、1階部分の賃借人が死亡した事故で、損害賠償額の算定にあたり、自然力の寄与度を5割認め、5割の限度で土地工作物責任を認めた裁判例（神戸地判平11・9・20判時1716・105）もありますので併せて参照してください。民法の瑕疵担保責任の除斥期間は、普通工作物の引渡し後5年、石造・コンクリート造・金属等の工作物が10年とされ、注文者は滅失又は損傷から1年以内に損害賠償請求をしなければならないとされています（民法638条）。もっとも、請負契約で、木造家屋は引渡し後1年、コンクリート等の建物は2年、請負人に重過失ある瑕疵は、1年を5年、2年を10年とするとしてされているケースが多いと思われます。また、平成12年4月1日以降の新築住宅の売買契約、請負契約には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」が適用されます。瑕疵担保責任が引渡し後10年に延長され、取得者に不利な特約（期間の短縮等）を無効とし、損害賠償請求、瑕疵修補請求、売買契約で修補不能な場合には契約解除が認められています（品確法94条、95条）。品確法に基づく瑕疵担保責任については、②-4を参照してください。</p>
21	<p>【契約と異なる建築工事と建物の瑕疵】今回の震災によって自宅マンションにひび割れ等が入ったため、家屋調査をしてもらったところ、当初の契約の内容と異なる色々な不具合があったことが判明しました。そこで、建物の売主や建築業者に瑕疵担保責任を追及するための「瑕疵」とは、どのようなものをいうのでしょうか。またどのように判断されるのでしょうか。「瑕疵」の有無を判断するには、どのような調査方法があるのでしょうか。</p>	<p>売買契約における「瑕疵」とは、売買の目的物がその種類のものとして通常有すべき品質・性能、あるいは契約上予定した性質を欠いていることをいいます。また、請負契約における「瑕疵」とは、完成された仕事や契約に定められたとおりに施行されておらず、使用価値や交換価値が減少したり、当事者が特に求めた点を欠くなど不完全な部分をもっていることをいいます。瑕疵の判断については、従来は、当該目的物が通常備える品質・性能を欠く客観的な瑕疵を中心に捉えられてきました。しかし、最高裁判所（最判平15・10・10判時1840・18）は、「本件事実関係によれば、太い鉄骨を使用する約定をしたことは契約の重要な内容になっていたものというべきであり、この約定に違反して施行された工事には瑕疵があるというべきである」としており、たとえ、建築基準法の基準を満たしていても目的物が契約に定められた性質を具備しない場合にも、請負業者の責任を認めているので、瑕疵担保責任の適用の範囲は拡大されているようです。よって、契約と異なる工事が施工されていた場合には、建築業者に対する瑕疵担保責任が認められる可能性があります。また、売買契約の内容と異なる事実が判明し、その結果使用価値や交換価値を減じる事情が認められるのであれば、売主に対する瑕疵担保責任も認められる余地があります。上記瑕疵の判断基準に用いる資料としては、契約内容が契約書等（契約書、設計図書、品確法による住宅性能評価書）に明確に記載されていれば、その契約書によって瑕疵を判断します。契約書等で統合不具合の原因に関する品質や性能が不明確な場合は、何らかの客観的・外部的基準（建築基準法等の法令、住宅金融公庫の住宅工事共通仕様書、日本建築学会の各種構造設計基準）により契約内容を合理的に意思解釈して補完する必要があります。</p>

22	<p>【耐震強度偽装時の責任追及】自宅の鉄筋コンクリート造りのマンションが今回の震災で半壊してしまいました。周辺のマンションは半壊するほどの被害を受けていなかったため、建築士に自宅マンションの調査をしてもらったところ、耐震強度に偽装があることがわかりました。このような場合、誰に対してどのような請求ができますでしょうか。また、紛争を解決するためにはどのような手続をとればよいのでしょうか。</p>	<p>耐震性及び契約内容に違反する点で、マンションの売主に対しては瑕疵担保責任・不法行為責任を追及できます(②-1、②-2を参照してください)。また、構造設計者及び建設会社に対しては不法行為責任を追及できます。その他、建築確認事務を行った指定確認検査機関に対する不法行為責任や、建築確認事務を行った機関(建築主事)が帰属する地方公共団体に対する国家賠償責任の追及が考えられます。半田市のビジネスホテル耐震強度偽装損害賠償請求事件の1審判決(名古屋地判平21・2・24判時2042・33)は、県に対し国家賠償責任を認めましたが、その控訴審の名古屋高判平22・10・29判時2102・24は、県の責任を否定しました。建築基準関係規定に直接定める項目であれば、建築主事は職務上必要な注意義務をもって審査すべきであるが、右規定が直接定めない事項については、審査は原則不要であり、それらに関連して右規定に定める審査事項違反となるような重大な影響がもたらされることが明らかな場合において、故意又は重大失失によって看過したときに注意義務違反となると判断し、結論として建築主事の注意義務違反を認めなかったものです。自治体又は指定確認検査機関の責任を否定した裁判例のほうが多いと指摘されていますが、責任を否定する理論構成は一律ではありません。紛争を解決するための手続としては、当事者同士の示談交渉がありますが、交渉での話し合いが困難であれば、第三者を介する弁護士会等の斡旋・仲裁、裁判所の調停や裁判等の法的手続を取ることができます。建築士に見てもらって耐震偽装がわかったということですが、今後、示談交渉等を始めるにあたって、建築物の構造問題の専門の建築士にマンションの調査及び構造計算のチェック等してもらって、耐震偽装がマンション半壊の原因であるかどうかを検証する必要があります。</p>
23	<p>【住宅品質確保促進法上の瑕疵担保責任】私は、平成12年6月に自宅として新築建物の売買契約と請負契約を締結しました。平成12年4月1日以降に契約した場合、それより前に契約した場合と比べて、瑕疵担保責任に関して違いがあると聞いたのですが、どのように違うのでしょうか。</p>	<p>平成12年4月1日以降の新築住宅の売買契約、請負契約については、民法の瑕疵担保の特例として「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」が適用されます。「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」の重要ポイントは、①瑕疵担保の権利行使期間-引渡し後10年で、かつ、請負人に対しては滅失・毀損時から1年以内、売主に対しては瑕疵を知った時から1年以内。②取得者に不利な特約は無効③売買契約について瑕疵修補請求ができる。ただし、瑕疵の立証責任は取得者で、「隠れた瑕疵」のみに限られ、中古物件を除きます。また、建築請負契約について解除は認められません。④担保されるのは、「構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの」の瑕疵に限られます。</p>
24	<p>【隣家に対する損害賠償責任】隣家が私の家に倒れかかってきています。このままでは私の持ち家も壊れてしまいそうです。隣人が行方不明なのですが、隣家を勝手に壊してしまっても良いのでしょうか。</p>	<p>隣人が、隣家の所有権を保有しているため、原則は、所有者の承諾なく隣家の解体を行うという自力救済は禁止され、不法行為に基づく損害賠償責任や建造物損壊罪(刑法260条、法定刑懲役5年以下)という犯罪にも該当します。もともと、隣家が倒れかかると、自分の家まで壊れそうな場合に隣家を壊すことは、緊急避難等として免責される可能性があります。刑法上の緊急避難は、①自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険が存在し、②これを避けるためやむを得ずした行為は、③侵害によって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、免責するというものです(刑法37条)。民法上も緊急避難等が成立する場合には不法行為責任を負わない旨規定されています(民法720条)。また、最判昭40・12・7民集19・9・2101も、自力救済について、「私力の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律に定める手続がないのは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存在する場合においてのみ、その必要な限度を超えない範囲内で、例外的に許される」としています。緊急避難等として免責され、損害賠償責任(不法行為責任)を負わないか、建造物損壊罪とならないかは、上記の要件や特別の事情の存否の有無を、個別に判断することになります。但し、損壊対象物に財産的価値がなくなっている場合には、損害ないし違法性がないとして、不法行為責任等を負わないケースもあると思われ。阪神・淡路大震災においては、廃棄物処理法の特例として、市町村の事業として損壊した家屋、事業所等の解体・撤去費用を行い、その費用の2分の1を国が補助するという特別措置が講じられ、所有者からの申し出、承諾に基づいて行われました。東日本大震災においても、平成23年5月2日、第一次補正予算及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が成立、公布され、市町村が行う災害廃棄物の処理事業(県から事務委託を受ける場合を含む)は、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施し、地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置がなされます(環境省HP http://www.env.go.jp/jishin/haikibutsu-tokurei.html「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について」)。個人の所有財産である倒壊家屋の解体は所有者の責任で行うのが建前であるため、市町村の事業として行うには、所有者の承諾は必要とされますが、自力救済に着手する前に、都道府県や市町村に申し入れをして、隣家の除去をお願いしてみたほうがよいと思われる。</p>
25	<p>【倒壊建物の撤去】地震や津波によって周辺の建物等が倒壊してしまいました。瓦礫が私の敷地に残ってしまっているのですが、勝手に撤去しても良いのでしょうか。撤去費用は私が負担しなければいけませんか。動産の場合はどうでしょうか。</p>	<p>所有者の承諾なく撤去・処分した場合には不法行為責任(民法709条)に問われる可能性もありますので、原則として所有者の承諾を得るべきであると考えられます(②-5も参考にしてください)。撤去費用については、民法上の物権的請求権の性質(行為請求権と捉えるか忍容請求権と捉えるか)をどのように解釈するかに関連するといわれています。裁判例の動向については、明確ではないものの、不可抗力の場合に相手方に費用負担させることには慎重な立場を取っていると一般的には解されています(「Q&A災害時の法律実務ハンドブック」(新日本法規)325頁)。よって、地震や津波等の不可抗力によって瓦礫が残ってしまった場合、相手方に費用負担させるのは難しいと考えられます(公費負担については②-5を参考してください)。今回の地震における取扱いは「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(http://www.env.go.jp/jishin/sisin110326.pdf)が示されていますので、参考してみてください。倒壊して瓦礫状態になっている建物については、所有者等に連絡したり承諾を得ることなく撤去しても差し支えはないことになっています。貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合には、引き渡す必要があります。引き渡すべき所有者等が明らかではない場合には、遺失物法によって処理する必要があります。警察署に届け出る義務があります(遺失物法4条1項)。自動車や船舶については、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えありません。所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するように努める必要があります(詳細は「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」を参考してください。http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha_shori.pdf宮城県については、「被災自動車の処理方針について」も参考してみてください。http://www.pref.miyagi.jp/sigen/jidoushuya/syori-houshin.pdf)。災害廃棄物に関する処理方針の概要については、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」についてhttp://www.env.go.jp/jishin/attach/haiki_masterplan.pdfを参考してみてください。</p>

26	<p>【建築中の建物倒壊に伴う施工業者に対する請求】 建築中の家が地震で倒壊してしまいました。最初からやり直してもらおうことはできるのでしょうか。最初からやり直してもらった場合、別途工事代金を支払わなければならないのでしょうか。</p>	<p>請負人は、仕事を完成させる義務を負っています。よって、請負契約書に特段の定めがなければ、建物が未完成である以上、土地の形状の著しい変形等がなく工期が延長しても社会通念上建物の建て直しが可能であれば、最初からやり直してもらうことができ、発注者はやり直し工事費用を負担する必要はありません。もっとも、建設業法19条6号は、請負契約の当事者は、契約締結の際、「天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め」を書面により明らかにしなければならないと規定しており、契約書に別の定めがなされているのが通常です。民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款には、不可抗力によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の危機又は施工用機器について損害が生じた場合、請負者が発注者にすみやかに通知し、発注者と請負者、監理者（監理業務を行う建築事務所等）が協議し、重大なもの認め、請負者が善良な管理者としての注意をしたものと認められるものは、発注者が損害を負担するという規定があります。当該工事請負契約書がこの約款を引用・準拠している場合には、発注者が途中までの工事代金を支払わなければならない、しかも最初からやり直してもらえば、その工事代金を別に支払わなければならないこともありえます。請負契約書の条項の確認が必要です。</p>
27	<p>【境界確定】 地震と津波によって隣家との境界が全く分からなくなってしまいました。どうすればよいのでしょうか。</p>	<p>隣家との話し合いで解決しない場合には、筆界特定制度、境界確定訴訟又は所有権確認訴訟、調停、弁護士ADR、土地家屋調査士ADRを利用することが考えられます。筆界とは、一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間で、登記時に境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線を言います（不動産登記法123条1号）。筆界特定は、当事者の申請に基づき、学識経験者（土地家屋調査士、弁護士、司法書士等）が筆界調査委員に指名されて必要な事実調査（測量・実地調査、関係者からの事実聴取、登記記録、地図の調査等）を行って意見書を提出し、当事者の意見陳述等を踏まえ、筆界特定登記官が、筆界を特定するものです。また、境界確定訴訟も提起することができますが、筆界特定は、判決と抵触する範囲で効力を失います（不動産登記法148条）。裁判所は、筆界特定手続記録の送付を囑託することができるので（不動産登記法147条）、筆界特定の結果は、境界を定める重要な証拠資料となります。震災によって境界杭が移動し、土地の形状が変わっている等、容易に解決できないことも予想され、多額な測量費の負担も斟酌し、土地の価格によっては、境界杭の移動前後の間の土地（つまり紛争の土地）を買い取るという解決を検討したほうがよいケースもあります。</p>
28	<p>【不動産売買契約の処理】 地震が起きる前に不動産を購入していましたが、いまだ代金を支払っていない状態です。土地が液状化し、価値がかなり低下してしまっただけで、決めていたとおりの売買代金を支払いたくありません。どのようにすればよいですか。</p>	<p>代金を未払いとのことですので、不動産の引渡し前と考えられます。全国宅地建物取引業協会連合会の標準的な売買契約書には、引渡し前に、天災地変等の売主、買主のいずれの責にも帰すことのできない事由によって物件が滅失した場合には、買主は契約を解除でき、毀損したときは、売主は、修復して買主に引き渡すものとするが、修復が著しく困難又は過大な費用を要するときは、売主が売買契約を解除することができ、買主は毀損によって契約の目的を達することができないときは、この契約を解除できるという規定が存在しています。このような規定が存在すれば、買主は、毀損によって契約の目的を達することができないのであれば契約を解除し、支払い済みの手付金の返還を求めることになります。土地の液状化により、売主・買主間で合意した売買契約の目的（例えば転売目的や居住目的等）を達することができないということができれば、買主は契約を解除できるということができると思われる。こうした規定が存在しない場合には、特定物売買の場合には、危険負担の債権者主義（民法534条）が適用され、目的物の滅失又は損傷の場合、債権者の負担に帰するとされ、買主は、約定どおりの売買代金を支払わなければならない、あるいは売買契約書で定められた違約金（支払い済みの手付金を充当する）を支払って、売買契約を解除せざるを得ないこととなりますが、不動産売買においては、代金支払いと引渡し、登記が引き換えになってるのが通例で、引渡し、登記のときまで債権者主義をとるべきではないという見解も有力です。この見解によれば、売買代金を支払う義務がないと考えうることになります。売主・買主間で売買契約を合意解約するか、価格の減額によって取引を維持できる場合には、売買代金額について再協議して解決することが多いと思われる。</p>
29	<p>【全壊建物の抵当権の帰趨】 私の所有している家が地震で全壊してしまいました。家には抵当権がついていたのですが、どうなるのでしょうか。</p>	<p>抵当権の付いている建物が全壊した以上、抵当権の目的物がなくなったこととなるため、抵当権は消滅するのが原則です。抵当権の効力は崩壊後の木材等には及びません。しかし、通常、地震で全壊した場合には、期限の利益を喪失する或いは増担保提供義務が生じるという特約が規定されていることが多いので注意が必要です（もっとも、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の際には、特例措置が取られました。「災害対策マニュアル」（商事法務）86頁、「Q&A災害時の法律実務ハンドブック」（新日本法規）229頁。今回の地震においても、弁護士会等により特例措置の実施を促す動きがあります。今後の動向に注意が必要です。）。全壊か否か判断が難しい場合は注意が必要です。全壊していないのに勝手に取り壊してしまった場合、担保維持義務違反となり抵当権者から損害賠償請求（民法415条）される可能性もあります。なお、地震保険に加入している場合には、保険金請求権に物上代位されてしまうこともあるため、注意が必要です（阪神・淡路大震災では、保険金が直接被災者に渡るような特例措置がありました。「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）116頁）。なお、地震保険については⑦-9【地震保険と質権】も参照してください。</p>
30	<p>【権利証の紛失】 津波で権利証が流されてしまいました。所有権を失ってしまうのでしょうか。権利証を再発行してもらえますのでしょうか。土地を売りたいです。権利証がなくても登記は可能でしょうか。</p>	<p>権利証（登記済証・登記識別情報通知書含む）を紛失しても所有権を失うことはありません（法務省民事局平成23年3月29日付報道発表も参考にしてください http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00058.html）。紛失した権利証を再発行することはできません。権利証がなくても登記をすることは可能です。「事前通知制度」或いは司法書士や弁護士等による「本人確認情報の提供制度」を利用してください。もっとも、「事前通知制度」では、登記申請時点で本受付がなされてしまいます。同時履行ができないというような実務上の問題点がありますので注意が必要です（なお、平成17年3月7日より「保証書」方式が廃止されました。）。また、不正な登記を予防する方法として、不正登記防止申出制度があります。この制度は、（申出から3か月以内に）第三者から登記が申請された場合には、登記申請がなされたことを通知してもらえる制度です。知らない間に登記されることを防止することができます。なお、登記事項証明書等の交付請求（オンライン交付請求は除く。）に関する手数料を免除する特例が出ております（平成23年5月13日付「東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令」。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00062.html）</p>

31	<p>【全壊していない分譲マンションの修理・再建手続】分譲マンションの共用部分が壊れてしまいました。マンションの住人だけでも100人以上いるのですが、どのような手続を経れば修理することができますか。修理に関する特別決議の結果に反対の場合、どうすれば良いでしょうか。</p>	<p>「滅失」に至らない「損壊」の場合には、総会の普通決議によって行うことができます（区分所有法18条）。普通決議は、区分所有者の頭数と議決権の各過半数で決めます（区分所有法39条1項）。修繕費用は、全ての区分所有者が共用部分の割合に従って負担することになります（区分所有法19条）（なお、区分所有のマンションの共用部分に対する応急修理について1世帯当たり52万円の範囲内で国庫負担の対象となる可能性があります。（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001hkc0-att/2r9852000001hl2y.pdf）建物価格の2分の1以下に相当する部分が「滅失」した場合には、区分所有者及び議決権の各過半数による復旧決議により修理することが可能です（区分所有法61条1項、3項、39条1項）。建物価格の2分の1を超える部分が滅失した場合には、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の復旧決議により修理することが可能です（区分所有法61条1項、5項）。反対者には時価による買取請求権が認められています（区分所有法61条7項）。マンションを建替えたい場合には、区分所有者及び議決権各5分の4以上の多数による復旧決議により行うことができます（区分所有法62条1項）。反対者には買取請求権が認められていないため、時価による売渡請求が行使されることを待つしかありません（区分所有法63条4項）。マンションの専有部分について抵当権者や賃借人などが関わっている場合には、自由に取り壊しすることができないなど、さまざまな問題があるので注意が必要です（Q&A災害時の法律実務ハンドブック（新日本法規）54頁）。なお、議決権の割合など一部の事項に限り、区分所有法と異なる規定が管理組合規約に定められている場合には、管理組合規約が優先するので注意が必要です（区分所有法30条）。</p>
32	<p>【分譲マンションが全壊してしまった場合の再建手続】分譲マンションが全壊してしまった場合、マンションを建て直すにはどうしたらよいのでしょうか。</p>	<p>マンションが全壊してしまった場合には、建物が存在しなくなってしまうこととなります。管理組合も消滅すると考えられます（民法682条）。要するに、敷地の共有関係だけが残りと考えられます。そのため、全員の同意がなければマンションを再建することはできないと考えるのが一般的です（民法251条、反対説については「地震に伴う法律問題」（商事法務）141頁参照）。なお、阪神・淡路大震災後に「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」（いわゆる「被災マンション法」）が施行されましたが、今回の地震に被災マンション法が適用されないことが9月30日に決定しております。（http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00208.html）</p>
33	<p>【分譲マンションにおける水漏れトラブル】Q マンションに住んでいます。地震によってパイプや水道管が破裂して水漏れしてしまったようです。下の階の住人から苦情がきているのですがどうすれば良いでしょうか。私が補修費用や損害賠償金を負担しないといけないのでしょうか。共用部分から水漏れたのか専有部分から水漏れたのかによって違いはありますか。</p>	<p>民法709条または717条による損害賠償責任を負う可能性があります。震度5よりも大きい地震で壊れてしまった場合は、不可抗力として免責される可能性が高いです。そのような場合であっても、水漏れが発生していることを分かっているが放置したため損害が生じた場合には損害賠償責任を負う可能性があります。なお、水道管や排水管自体は民法717条の工作物に当たりますが、建物内の水道管や排水管が民法717条の工作物に当たるとかは裁判例が分かれています（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）121頁）。専有部分の水漏れの場合に区分所有者が責任を負わなければならないのに対して、共用部分の場合は原則として区分所有者全員の責任になります。一般的には躯体と一体になっている部分が共用部分とされていることが多いようです（「災害対策マニュアル」（商事法務）152頁、なお、標準管理規約別表第2第2項においては、本管から各住戸メーターを含む部分までが共用部分とされています。）。水道管等の水漏れ箇所が不明の場合には、その瑕疵は、共用部分の設置又は保存にあるものと推定されます（区分所有法9条）。なお、実際に費用を支出する際には、損害賠償を適用できるかどうか重要な論点となります。約款を確認する必要があります。また、保険契約における免責条項の効力について争われた裁判例にも注意する必要があります。例えば、東京都杉並区内（震度5強～5弱程度）のマンション漏水事故に関して平成23年10月23日東京地裁判決（以下「一審判決」といいます）は、「地震免責条項にいう地震とは、...戦争、噴火、津波、放射能汚染などと同じ程度において、巨大かつ異常な地震」などと判示した上で免責の効力を否定していました。しかし、平成24年3月19日東京高裁判決は、一審判決を取り消した上で、免責の効力を認めました。各紙報道によると、東京高裁は、「条項の文言上、地震をその強度や規模によって限定的に解釈することはできない」（平成24年3月19日付読売新聞）などと判示したとのことです。</p>
33	<p>【借家滅失と賃料支払義務】Q 借家が津波で流されてしまいました。賃料を支払い続けたいといけませんでしょうか。地震で壊れてしまった場合はどうでしょうか。</p>	<p>借家が津波で流されてしまった場合、賃借物の目的物が「滅失」し、賃貸借の趣旨が達成できなくなるので、賃貸借契約は当然に終了するといわれています（最判昭42・6・22民集1・6・1468、）。賃貸借契約が終了する場合、賃貸人は使用収益させる義務がなくなり、賃借人は賃料支払義務を免れます。他方、一部が壊れたにすぎない場合には賃料支払義務が残ります。津波で流されてしまった場合には、明らかに「滅失」したといえるでしょう。そのめ、建物が「滅失」したといえるかどうかが問題になります。「滅失」についての判断基準は、大きく分けて①建物の損壊の程度と②経済的観点です。①建物の損壊の程度は、賃貸借の目的とっている主要な部分が消失して賃貸借の趣旨が達成されない程度に達したかどうかにより判断されることになります。②経済的観点は、通常費用で修復可能かどうかにより判断されます。裁判上は双方の観点を考慮に入れて判断されているものが多く、事案に沿って個別に判断されることとなります。罹災のままでは風雨をしのぐべくもなく、倒壊の危険さえあり、完全修復には多額の費用を要し建物全部を取り壊し新築の方が経済的であるときは、当該建物は滅失したものとする判例があります（前掲最判昭42・6・22）。なお、地震保険の場合、「全損」の基準は、「主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の50%以上である損害、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上である損害」かどうかで判断します（http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm 財務省ホームページ参照）。裁判上「滅失」とは言えない場合にも、保険会社が「全壊」と判断する可能性があることなどに注意が必要です。※原発事故と賃料の関係については、⑩-5を参照してください。</p>

<p>34</p>	<p>【賃貸人からの明渡請求への対応（一部損壊の場合）】 Q 大家から退去・明渡しを要求されてしまいました。建物はそれほど壊れていないのでまだ使えると思うのですが、出ていかなければいけないのでしょうか。大家が修理したいので明渡ししてほしいと言っている場合はどうでしょうか。明渡した場合、立退料を払ってもらえますか。</p>	<p>借家が「滅失」してしまった場合には、賃貸借契約は当然に終了します。そのため、明渡しをしなければなりません。基本的には立退料も支払ってもらえません。逆に、借家が「滅失」に至っていない場合に明渡しする必要はないのが原則です（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）17頁参照）。もっとも、実際に物理的に全壊しているわけではない場合には、借家が「滅失」に該当するかどうかは微妙な判断になります。②-15で前述したとおり、当該建物の損傷の程度、修繕の費用、建物の耐用年数、老朽度及び家賃の額等も含めて総合的に判断しなければなりません。大家が借家の修繕をする場合、賃借人には協力義務があるため、修繕工事の状況によっては一時的に退去しなければならなくなる可能性もあります（民法606条2項）。もっとも、賃貸借契約が終了しない限り、明渡し必要まではありません。賃貸借契約期間終了の際に大家から更新拒絶をなされて明渡しを求められる可能性もあるでしょうが、大家からの更新拒絶には「正当の事由」が必要で（借地借家法28条、借家法1条の2）。また、期間の定めがない賃貸借契約の場合には、大家は「正当の事由」がない限り、中途解約して明渡しを求められません。「正当の事由」の判断は、建物の使用を必要とする事情、建物賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況、立退料支払の有無等によって総合的に決します。判断の上で、立退料支払の有無、金額の程度が非常に重要になりますので、立退料に関する交渉を検討しても良いでしょう。</p>
<p>35</p>	<p>【計画停電と賃料支払義務】 Q ビルのテナントに入っているお店を営んでいます。幸いビルは無事だったのですが、計画停電の影響で電気が通じず商売になりません。このような場合も賃料を全額支払わなければならないのでしょうか。</p>	<p>賃借物の一部が賃借人の過失によらないで「滅失」したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて賃料の減額を請求することができます（民法611条1項）。しかし、計画停電によって地域全体の電気の供給が停止した場合には「滅失」にはあらず、賃借人は賃料を支払わなければならないと一般的に解されています（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）24頁）。よって、原則として賃料を支払わなければならないということになります。もっとも、例えば電気が賃料の中に含まれている場合には、使用できなかった時間に相当する電気代相当額の減額が認められるべきと思われるので、賃料減額交渉ができないか契約書を十分に検討する必要があると思います。実際、交渉によって大家が賃料の減額に応じるというケースが散見されています。なお、広域における計画停電（しかも停電が長期間継続的に行われる場合）という過去に想定されていなかった「経済事情の変動」があった以上、賃料減額請求権（借地借家法32条1項）の行使を検討することも可能です。</p>
<p>36</p>	<p>【引越しができない場合の賃料支払義務】 Q 4月からの赴任地が被災地でした。引越できなくなってしまったため住んでいないのですが、賃料を支払わないといけないのでしょうか。賃料相当分を引越し業者に請求することはできるのでしょうか。</p>	<p>賃料の支払義務については、借家の状況によります。借家が使用可能である場合には賃借人の義務を果たしていることになり、仮に引越しができないとしても、原則として賃料を支払わなければならないと思いますが、実際は、賃貸人と交渉し、賃貸借契約の開始時期を遅らせて、被災地に引越すことができるようになってから賃貸借契約を開始しているケースが多いと思われます。また、原則として、賃料相当分を業者に請求することはできません。地震や原発事故が原因で引越運送ができない場合には、不可抗力として業者を免責する条項に該当すると考えられるからです（標準引越運送約款23条6項参照）。</p>
<p>37</p>	<p>【敷金の返還】 Q 借家が津波で流されてしまいました。或いは地震で全壊してしまいました。敷金は返してもらえますか。（不可抗力の際の）敷金不返還特約がある場合や敷引特約がある場合はどうなるのでしょうか。</p>	<p>A ②-15で前述した通り、借家が「滅失」してしまった場合には、賃貸借契約は当然に終了します。そのため、敷金返還を請求できます。もっとも、実際には、敷金に関する特約があるかないかによって変わります。特約において不可抗力で契約が終了した場合には敷金は返還しないとなっている場合はどうでしょうか。借家人保護の見地から、不可抗力の契約に敷金を返還しないという特約は無効と解されるケースも少なくありません（消費者契約法10条）。延焼の事例ですが、特約の効力を否定して保証金の返還請求権を認めた事例があります（大阪地裁2011・29判事884・88）。敷引特約の場合は注意が必要です。近時の最高裁において、敷引金の額が高額に過ぎるものである場合には、賃料が相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、消費者契約法10条により無効となるとした上で、「本件敷引金の額は、上記経過年数に応じて上記金額の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、上告人は、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を負うほかには、礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない」として敷引金の額が高額に過ぎるとは評価できず、有効とした判例があります（最高裁平成23・3・24最高裁ホームページ）。事例判決ではあるものの敷引特約一般に大きな影響を与える可能性があるため、慎重に検討する必要があります。</p>
<p>38</p>	<p>【賃貸人に対する借家の補修請求】 Q 借家が地震で一部壊れてしまいました。補修してもらいたいのですが、大家に対する補修請求はできますか。借家人が補修費用を負担しなければならないという特約がある場合には、補修費用を負担しなければならないのでしょうか。</p>	<p>賃貸人は、賃貸物の使用および収益に必要な修繕をなす義務を負っています（民法606条1項）。もっとも、「必要な」修繕でなければならないため、常に大家に修繕義務が生じるというわけではありません。大家に修繕義務が生じるのは、賃借人の使用収益を妨げる程度の損壊がある場合です。具体的には、損壊の程度、賃借人が被る不利益、賃料の額、賃貸物の資産的価値などを総合考量して判断すると解されています（東京高判昭56・2・12判時1003・98参照）。特に、柱、屋根、壁及び躯体部分については、賃貸人に修繕義務が生じる可能性が高いです。借家人が補修費用を負担しなければならないという特約がある場合には、原則として借家人が補修費用を負担しなければなりません。もっとも、消費者契約法10条などによって賃借人が保護される可能性は残ります。裁判例にも、当該特約の趣旨を、何人も予想しなかった天災による大破損のときまで賃借人に修繕義務を負わせるものではないと解釈して、賃借人を保護したものがいくつかあります（大判大10・9・26民録27・1627、大判昭15・3・6法律新聞4551・12）。</p>
<p>39</p>	<p>【賃貸人が借家の補修をしない場合】 Q 借家が地震で一部壊れてしまいました。大家が補修しない場合、賃料減額してもらえますか。大家が補修しない場合、借主が勝手に補修してしまっても良いのでしょうか。借主が補修費用を支払った場合、家主に補修費用を請求できますか。補修費用を家賃と相殺できますか。</p>	<p>借家に使用不能の部分が生じている場合には、一部「滅失」といえますから、民法611条に基づき賃料減額請求することも可能です。大家が修繕義務を履行しないことによって賃借人損害が生じている場合には、損害賠償請求の上、賃料請求権と相殺することも可能です（民法415条、505条）。大家が修繕しない場合、賃貸借契約の目的に従った使用収益に必要な範囲内で、賃借人自ら修繕することが可能です。具体的には、老朽化した柱、梁の鉄柱による補強、屋根の葺替え、土台の入れ替えなどが可能です（東京高判昭56・9・22判時1021・106）。大家が修繕義務を負っている部分について賃借人が修繕義務を履行した場合、修繕の際に遅滞なく通知することを条件として、直ちに大家に対して修繕費用を請求することができます（民法608条1項、615条）。賃料請求権と相殺することも可能です（民法505条）。</p>
<p>40</p>	<p>【賃貸人による貸家の補修】 Q 貸家が地震で一部壊れてしまいました。補修費用が多額になってしまったのですが、賃料増額を求められますか。家に訪問してきた業者に補修を頼んだのですが、相場の5倍の値段だったことがわかりました。解除することが可能ですか。</p>	<p>借地借家法32条1項に基づき判断されることになりました。原則として、補修費用が多額になったという理由だけで賃料を増額することはできません。もっとも、歴史的な天災など不可抗力の場合に大規模修繕をしたのであれば、ある程度の賃料増額もやむをえないという見解もあるようです（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）27頁）。訪問してきた業者が悪徳業者だった場合、契約条件を明確にした書面の交付から8日以内はクーリングオフすることができる可能性があります（特定商取引法9条1項）。悪徳業者が訪問した日から8日を経過していても、書面の交付がなかったり、書面の記載が不十分であればクーリングオフは可能です。仮にクーリングオフができない場合であっても虚偽の事実を告げて修繕契約を締結した場合は、虚偽の事実を知ってから6か月以内であれば、特定商取引法9条の3、消費者契約法4条1項1号により契約を取り消すことができます。その他民法95条の錯誤無効や、同法96条1項の詐欺取消しを主張できる場合もあります。</p>

41	<p>【借家の再築請求】 Q 借家が全壊してしまいました。大家に対して建て直しを要求することができますか。</p>	<p>借家が「滅失」してしまった場合には、賃貸借契約は当然に終了します。そのため、大家に対して建て直しを要求することはできません。</p>
42	<p>【賃貸借契約の解除】 Q 借家が一部壊れてしまいました。修理すれば住めますが、引越したいです。賃貸借契約を解除することはできますか。</p>	<p>解除について地震によって借家が一部壊れてしまったというだけでは賃貸借契約を解除することはできないのが原則です。損壊の程度により、以下のように区別して考えられます。 （１）借家としての機能に重大な損傷がある場合この場合、大家に損壊部分の修理を請求し、その修理が行われた場合には解除はできません。大家が必要な修理を行わない場合には契約を解除するか、又は、自ら修理を行い必要費として大家に支払いを請求することもできます。（２）借家としての機能には問題がない場合この場合は解除出来ないと考えられます。ただし、損壊により借家の使用収益に影響がある場合には、大家に対して修理を請求することができ、これに応じない場合には自ら修理をしてその費用の支払いを請求することができます。２ 解除することができない場合の解約について契約書に解約申入れに関する条項がなく、借家期間の定めがある場合には、原則として解約することはできません。解約申入れに関する条項がないものの借家期間の定めがない場合には、解約申入れの日から3か月経過後に賃貸借契約は終了します（民法617条1項）。3か月分の賃料を支払って賃貸借契約を終了させることも可能です。いずれの場合であっても、賃貸人と協議し、賃貸借契約を合意により解約することは可能です。</p>
43	<p>【罹災都市借地借家臨時処理法（総論）】 Q 罹災都市借地借家臨時処理法は常に適用されるのですか。</p>	<p>罹災都市借地借家臨時処理法が適用される地区は法律及び政令によって定められることになっています（同法27条）。今回の地震においては、一旦は法務省が適用する方針を決めたとの報道がなされた（平成23年3月15日各紙報道）ものの、9月30日、同法を適用しないことを政府が決定致しました（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00107.html）。日弁連では、平成22年10月、賃貸人に一方的に不利であるなどの理由から罹災都市借地借家臨時処理法の改正意見を提出していましたが（「罹災都市借地借家臨時処理法の改正に関する意見書」http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101020.pdf）、いまだ法改正はなされておられません。そこで、平成23年5月26日、日弁連は、法改正なく東日本大震災の被災地に適用されないよう求める意見書を提出してあります。このような批判が少なくなかったために、今回、適用が見送られたものと考えられます。なお、平成23年10月1日、罹災都市借地借家臨時処理法の被災地への適用見送り方針等について、仙台弁護士会より会長談話が発表されています。</p>
44	<p>【借地上の建物が全壊した場合の借地契約の帰趨】 Q 借地上に自分で家を建てていたのですが、全壊してしまいました。借地契約は終了してしまうのでしょうか。地主が行方不明なので、地主の承諾を取らずに建て直しても良いでしょうか。再築禁止特約や増改築禁止特約がある場合も同様でしょうか。</p>	<p>建物が全壊したとしても土地が滅失したわけではありませんので、借地契約は終了しません。自然腐敗によるものではないため「朽廃」（借地法2条1項）にあつたらず、借地契約は終了しません。もっとも、一時使用目的の借地権について、地震によって建物が滅失した場合に借地権は消滅するという特約を設けておくことは有効ですので、この場合には、借地契約が終了します（Q&A「災害時の法律実務ハンドブック」（新日本法規）90頁）。また、借地人は、賃貸人の承諾なく、建物を再築することが可能です。なお、再築禁止特約（借地の残存期間を超えて存続する建物の再築を禁止する特約）は原則として無効と解されているため、再築禁止特約があっても建物を再築することが可能です（最判昭33・1・23判時140・14参照）。しかし、増改築禁止特約は原則として有効と解されていますが、万が一増改築禁止特約違反をしてしまった場合であっても、土地の有効利用の範囲内の再築（さらには緊急時でもある）であれば、特約違反による解除までは認められない可能性が高いです（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）7頁、最判昭41・4・21民集20・4・720参照）。もっとも、増改築禁止特約がある場合には、賃貸人の承諾や承諾に代わる裁判所の許可を取ることが視野に入れた方が安全です（借地借家法17条2項）。</p>
45	<p>【借地上の建物が全壊した場合の再築】 Q 借地上に自分で木造の家を建てていたのですが、全壊してしまいました。再築建物をコンクリート造にしても良いでしょうか。再築が制限されている地域があるというのは本当ですか。</p>	<p>借地契約の内容に、木造建物に限定する旨の条件が定められていれば、当然コンクリート造の建物を建築してはいけません。もっとも、コンクリート造に再築した場合であっても、必ずしも地主からの解除が認められるわけではありません。借地契約の内容に、木造建物に限定する旨の条件が定められていない場合であっても、借地法下で当初の契約が締結されていた場合には非堅固建物所有を目的とする借地契約であると推定されますので（借地法3条）、従来の建物が木造であれば、賃貸人の異議を無視してコンクリート造の建物を建築することは許されません。もっとも、借地法下で当初の契約が締結されていた場合にコンクリート造建物の再築を完了してしまうと、地主からの異議がなければ、再築後の堅固建物所有を目的とした借地契約になると解されています（借地法7条、借地借家法7条2項参照。「Q&A災害時の法律実務ハンドブック」94頁、「地震に伴う法律問題」7頁等）。東日本大震災においては、建築基準法84条1項2項に基づく被災市街地における建築制限が適用され、現行法上最長2ヶ月の5月1日まで延長されていました。さらに、平成23年4月29日に公布・施行された「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」により、平成23年9月1日まで（特に必要があると認めるときは更に2か月を超えない範囲で延長できる）建築制限が適用されていました（同法1条1項、2項、3項）。また、7月1日当時宮城県気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町、山元町及び石巻市（7月1日より山元町が追加されました。石巻市は、特定行政庁として独自に建築制限を定めています。）の各該当区域につき、9月1日まで建築制限が適用されていました。その後、平成23年9月9日現在において、建築制限が再延長になった地域は次のとおりです。気仙沼市、名取市、南三陸町、女川町については平成23年5月12日から同年11月10日までの間。東松島市については、平成23年5月12日から同年10月31日までの間。山元町については、平成23年7月1日から同年11月10日までの間。石巻市の一部については、建築制限の指定の日から11月11日までの間。（宮城県ホームページ http://www.pref.miyagi.jp/kentakaku/110311_earth/kenchikusidou/110905_seigentokurei.html 石巻市ホームページ http://www.city.ishinomaki.lg.jp/hishokoho/sinsai/kentikuseigenhohenkou.jsp http://www.city.ishinomaki.lg.jp/hishokoho/sinsai/kentikuseigenhohenkou_2.jsp）。そのため、制限地域においては、新築、改築、増築及び移転ができません（制限地域においても、修繕、補修及びリフォームについては行うことができます）。</p>
46	<p>【借地権の対抗力】 Q 借地上の建物が全壊してしまいました。その後、土地が第三者に売られてしまったようです。土地をそのまま借り続けることができるのでしょうか。罹災都市法の適用がない地域の場合、掲示しておく必要があるでしょうか。</p>	<p>借地権の対抗力は、登記した建物が存在していることが要件です。そのため、建物が滅失してしまうと、登記が残っていても対抗力は消滅してしまいます。よって、土地をそのまま借り続けることができないのが原則です。もっとも、借地上に看板などの掲示をしておけば、2年間は借地権を主張することができます（借地借家法10条2項）。看板の内容は、①建物を特定するための必要事項（最低でも所在と家屋番号の記載）②滅失の日付③建物を新たに建てる旨④借地権者の住所氏名が記載されていれば十分と解されています（「地震に伴う法律問題Q&A」（商事法務）10頁）。</p>

47	<p>【地代支払義務】 Q 借地上の建物が全壊してしまいました。地代の支払いを拒否することはできませんか。地割れなどが発生して土地を利用できない場合は地代の支払いを拒否できますか。</p>	<p>借地上の建物が全壊した場合、ただちに借地契約の目的を達成することができないとはいえないので、地代の支払いを拒否することはできません。地代の減額のためには、地震災害により経済事情の変動があったとして地代減額請求（借地借家法11条1項）を行うことの検討が必要です。地割れが発生して土地を一部利用できない状態になっている場合には、利用不能の割合に応じて地代減額請求ができます（民法611条1項）。残存部分で借地契約の目的を達成することができない場合には、借地契約を解除することもできます（民法611条2項）。</p>
48	<p>【借地契約の期間】 Q 借地権の存続期間が1年しかありません。建物を再築しても、再築が完了したときには契約期間が終了して追い出されることになってしまいそうです。再築した方が良いでしょうか。</p>	<p>借地権の更新には、期間満了時に建物が存在しているかどうかの影響があります。契約期間満了前に再築が完了していれば、地主の更新拒絶に「正当事由」が認められない限り、借地権は更新されます（借地借家法5条及び6条、借地法4条及び6条）。そのため、追い出されるということはありません。このような場合には再築した方が良いでしょう。なお、借地上の建物を再築した場合、借地期間が延長されることがあります（借地法7条、借地借家法7条）。延長に関する要件は借地法と借地借家法で異なるので注意が必要です。具体的には、借地契約の設定が平成4年8月1日前である場合（借地法適用）には、地主が「遅滞なく」異議を述べないときに当然に法定更新となり借地権が延長され、従前の建物が全壊した日から30年（鉄骨造などの堅固な建物を建てた場合）又は20年（木造などの非堅固な建物を建てた場合）になるのに対して、平成4年8月1日後である場合（借地借家法）には、賃貸人が新築を承諾した場合には、借地期間は承諾後20年間存続し、借地人が賃貸人に対し、事前に残存期間を超えて存続すべき建物を新築する旨の通知をし、賃貸人がその通知から「2ヶ月以内」に異議を述べないときは、20年間、借地権が延長されることになるなどで、異議が述べられた場合には、残存期間は元のままです。定期借地権の場合には、借地期間への影響はありません。</p>
第3 身分法（総則の失踪宣告等を含む）		
49	<p>【行方不明者の財産管理】 Q 父が行方不明になりました。父の財産は誰が管理すればいいですか。</p>	<p>認定死亡や失踪宣告が未だないのであれば、財産管理人が父の財産を管理することになります。父があらかじめ財産管理人を選任していれば、その者がそのまま財産を管理することになります。財産管理人が選任されていない場合には、まず、家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立てる必要があります（民法25条）。この選任の申立ては、「利害関係人」（又は検察官）が行う必要があります。推定相続人であれば、「利害関係人」として申立てを行うことができます。なお、父の死亡が明らかになった場合や失踪宣告を申し立てて失踪宣告がなされた場合（民法30条）、認定死亡（戸籍法89条）になった場合には、相続人が相続分に応じて、父の財産を相続し、管理することになります（民法918条）。財産管理人が選任されるまでも、事務管理（民法697条以下）として、財産管理を行うことはできますが、「本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができる」（民法700条）まで継続しなければなりません。</p>
50	<p>【行方不明者（安否不明を含む）の相続】 Q 父が行方不明になりました。父の財産について相続は開始しますか。</p>	<p>相続が開始するには、家庭裁判所への申立てにより失踪宣告を受けるか（民法30条）、認定死亡（戸籍法89条）を受ける必要があります。認定死亡は、「取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告」をすることにより、本人の戸籍に死亡の記載が行われます（戸籍記載の日に死亡したことになります。ただし死亡が推定されるにとどまります。）。これに対して、失踪宣告の場合は、危難が去ってから1年間行方不明の状態であれば申立てをすることができ、危難の日が死亡日になります（推定ではなく、死亡したとみなされます）。また、平成23年6月7日付法務省の発表では、東日本大震災で被災し、遺体が発見されていない行方不明者についても、死亡届を市区町村に提出できるようになりました。統一様式の届出人の申述書に、当該行方不明者の被災状況を現認した者の申述書や在勤（在学）証明書等を添付して提出し、市区町村が死亡の事実を認定できると判断した場合には、死亡届が受理されます。（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00026.html）</p>
51	<p>【死亡者の財産管理と相続】 Q 亡くなった方の財産管理や相続はどうなるのでしょうか。</p>	<p>A 死亡（認定死亡や失踪宣告も含む。）すれば、相続が開始します。相続人が存在すれば、その者が財産管理を行うこととなります（民法918条）。「相続人のあることが明らかでない」（民法951条以下）場合は、相続財産は法人となり、家庭裁判所の選任する相続財産管理人が財産管理を行うこととなります。</p>
52	<p>【死亡の先後が分かる場合の相続】 Q 夫が死亡した後、義父が死亡した場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。</p>	<p>A 妻は夫の相続人ですが、義父の相続人ではないので、義父の相続財産を受け取れません。</p>
53	<p>【死亡の先後が不明の場合の相続】 Q 夫と義父が亡くなりましたが、どちらが先に死亡したかわかりません。この場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。</p>	<p>A 死亡の先後が不明の場合、同時に死亡したと推定されます（民法32条の2）。この場合、同時死亡者相互間には相続関係は生じません。したがって、夫は義父を相続しないので、妻は義父の相続財産を受け取れません。</p>
54	<p>【同時死亡の場合の遺言の効力】 Q 夫と義父が同時に亡くなりました。義父の「全財産を夫に相続させる」旨の遺言がありますが、この場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。</p>	<p>A 「相続させる」旨の遺言について最高裁は、「『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない」と解するのが相当である。」（最判平23・2・22）と判示していますので、そのような「特段の事情」がない限り、妻は相続財産を受け取れないものと考えられます。なお、遺贈に関しては民法に規定があり、同時死亡の場合は、「遺言者の死亡以前に死亡したとき」（民法994条）に含まれるので、遺言の効力は生じません。したがって、義父の夫に対する遺言は効力がないので、妻は相続財産を受け取れません。</p>
55	<p>7 【内縁の夫の財産】 Q 内縁の夫が亡くなりました。私も相続財産を受け取れますか。</p>	<p>A あなたは法律上の配偶者ではないので、相続人として相続財産を受け取ることはできません。ただし、以下の場合には、相続財産を受け取ることが可能です。 ① 内縁の夫が遺言をしていた場合ただし、内縁の夫に相続人がいれば、遺留分減殺請求（民法1031条）を受ける可能性はあります。 ② 特別縁故者としての相続財産分与（民法958条の3）内縁の夫からあなたへの遺言もなく、かつ、内縁の夫に相続人がいない場合には、内縁の夫の相続財産は国庫に帰属することになりますが、あなたが家庭裁判所に相続財産管理人選任を申立て、最終的に家庭裁判所が相当と認める場合には、相続財産の全部又は一部を受け取ることが可能です。</p>

56	<p>【相続放棄の熟慮期間】 Q 夫が死亡しましたが、多額の借金があるようです。相続放棄したいのですが、いつまでに何をすればよいですか。</p>	<p>A 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に相続放棄をする必要があります（民法915条）。したがって、相続放棄をするのであれば、家庭裁判所に申述する必要があります。なお、一旦相続放棄をしてしまうと、撤回することはできません。したがって、相続財産をよく調査したうえで、放棄するかどうかを決めましょう。熟慮期間の起算時については、「相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3ヶ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったことが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるに相当な理由がある場合には、民法915条1項所定の期間は、相続人が相続財産の全部もしくは一部の存在を認識したときまたは通常これを認識し得べかりし時から起算するのが相当である」（最判昭59・4・27民集38・6・698）とあるので、平成23年3月11日が起算点になる可能性が極めて高いですが、利害関係人の請求によって家庭裁判所で伸長することができます。また、熟慮期間は、「死亡」の種類によっても起算点が異なると考えられているので、注意しましょう。すなわち、失踪宣告の場合には、失踪宣告時から、認定死亡の場合には、戸籍に記載された届出日から起算すると考えられています。東日本大震災においては、被災者である相続人が、生活の混乱の中で限定承認、相続放棄等を行うことができないまま熟慮期間を徒過することにより不利益を被ることを防止する必要性が指摘されており、日弁連からも平成23年5月26日付で「相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書」が提出されました。その結果、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」が成立し、同年6月21日に公布、施行されました。これにより、被災者（平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものも含む）については、熟慮期間が平成23年1月30日まで延長されます。（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00092.html）</p>
57	<p>【遺言状を発見した場合】 Q 父が亡くなったのですが、遺言状を発見しました。開けてしまってよいでしょうか。</p>	<p>A 遺言書が、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言のどれかにより扱いは異なります。①と③の場合は、家庭裁判所の検認手続を経なければならず、封印されている場合には開封してはなりません。②の場合は、検認は不要です。</p>
58	<p>【未成年者を残して両親が死亡した場合】 Q 両親が死亡し、未成年の子だけが生き残りました。両親には財産がありました。この財産の処分はどうすればいいのでしょうか。また、生命保険金や補償金を受領した場合、これらの財産の管理はどうでしょうか。</p>	<p>A 未成年者は両親の財産を相続することになりますが、親権を行う者が未成年者の財産を管理し、その財産に関する法律行為についてその子を代表することになります（民法824条本文）。したがって、未成年者（婚姻している場合を除く。）が財産を管理したり、処分したりすることはできません。親権者である両親が死亡した場合、親権者が不在であるので、親権者が遺言で未成年後見人を指定していれば、その未成年後見人が子の財産を管理することになります（民法839条）。未成年後見人が指定されていない場合には、未成年者又はその親族等が家庭裁判所に未成年後見人の選任を請求することになります（民法840条）。また、親権者及び未成年後見人のいない未成年者について、「その福祉のため必要があるとき」は、児童相談所長は家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないことになっています（児童福祉法33条の8）。</p>
59	<p>【成年後見人が死亡又は行方不明となった場合】 Q 成年後見人が死亡又は行方不明となった場合、あるいは、けがや遠隔地に避難したため後見事務を行うことができなかった場合、どうすればよいでしょうか。</p>	<p>A 後見人が欠けた場合、後見監督人が選任されていなければ、その後見監督人が遅滞なく後見人の選任を家庭裁判所に請求することになります（民法851条）。後見監督人が選任されていない場合は、家庭裁判所が成年被後見人又はその親族等の請求により又は職権で成年後見人を選任します（民法843条）。後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（民法844条）。それにより新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません（民法845条）。</p>
60	<p>2 【離婚協議中の妻が行方不明となった場合】 Q 離婚協議中の妻が行方不明となりました。妻と離婚するには、どのような手続が必要ですか。</p>	<p>A 協議離婚では、当事者が離婚に合意することが必要であるので、妻が行方不明であれば協議離婚を成立させることはできません。協議離婚ができない場合、裁判上で離婚を求めていくこととなりますが、裁判上の離婚をするには、調停前置主義が採用されており、まず、家庭裁判所に離婚調停を申し立てる必要があります。しかし、この場合には妻が行方不明ということで、妻が調停に出頭する可能性はほとんどないと考えられますので、上申書等により事情を説明した上、調停を前置せずに家庭裁判所に対し離婚訴訟を提起することも検討することになります。なお、当然ながら離婚訴訟においては離婚事由（民法770条）を主張立証することが必要です。また、離婚とは別に、妻が死亡（認定死亡、失踪宣告を含む。）すれば、婚姻状態は解消されます。その場合、再婚することが可能ですが、後に行方不明の妻の生存が判明すれば、失踪宣告の取消しによる身分関係への影響がある可能性があります。</p>
61	<p>【子の親権者である元妻が行方不明となった場合】 Q 妻を子の親権者として離婚した後、元妻が災害で行方不明となりました。子の親権者を夫とするには、どのような手続が必要ですか。</p>	<p>A 親権者は元妻であるので、夫が親権を取得するには、家庭裁判所に子の親権者変更審判を申し立てる必要があります。そして、家庭裁判所において、子の利益のために必要があると認められれば、子の親権者を夫に変更すると審判がなされます。また、申立てから審判の効力が生ずるまでは時間がかかるので、その間、現親権者の職務執行を停止し、あなたを職務代行者として選任する審判（審判前の保全処分）を求めることができます。</p>
62	<p>【失踪宣告後、生存が判明した場合】 Q 夫について失踪宣告を受けようと思います。もし、失踪宣告後に夫が生きていたことが判明した場合、何か手続は必要ですか。</p>	<p>A 失踪宣告後に夫の生存が判明したときは、本人又は利害関係人が家庭裁判所に請求して、失踪宣告の取消をしなければなりません（民法32条1項前段）。失踪宣告が取り消されれば、相続は開始しなかったこととなります。しかし、失踪宣告後その取消前に当事者全員が「善意」でした行為は有効であり、その行為の効力には影響を及ぼしません（同条1項後段）。また、失踪宣告によって財産を得た人がいれば、現存利益を返還しなければなりません（同条2項ただし書き）。</p>
63	<p>【認定死亡後、生存が判明した場合】 Q 夫が認定死亡とされ、戸籍に死亡と書かれてしまいました。もし、夫が生きている場合、何か手続は必要ですか。</p>	<p>A 認定死亡は、「取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告」をすることにより、本人の戸籍に死亡の記載が行われます（戸籍記載の日に死亡したこととなります）。ただし、死亡が推定されるにとどまるので、後に、生存していることが分かれば、戸籍の訂正を行うことが必要です。認定死亡後その訂正前に行われた行為は、失踪宣告に準じると考えられています。</p>
ローン・預金・自己破産		

64	<p>【住宅ローン支払義務】 Q 住宅ローン（借入金）がまだ残っているのに自宅（建物）が倒壊してしまいました。住宅ローンは払わなければいけないのでしょうか。</p>	<p>A 住宅ローンの支払義務は、金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づくものです。建物が倒壊したとしても、当該支払義務は当然には消滅しません。住宅ローンは支払う必要があります。ところで、被災者は自宅を建てなおすなど、生活再建のために新たな資金需要が生じるのですが、旧債務が残っているために十分な資金調達ができないという問題に直面しています（いわゆる二重債務問題）。そこで、関係各機関が、二重債務問題の解消に向けて様々な政策提言を行っております。政府も、このような二重債務問題に迅速に取り組むべく、「中小企業及び農林水産業等向け」、「個人住宅ローン向け」及び「金融機関向け」の対応策を示しています。（http://www.cas.go.jp/jp/siryounijusaimu.html）その中で、個人向けの私的整理のガイドラインの策定が求められ、この政府提案を受けて平成23年7月8日、「個人債務の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、同月15日に、「個人債務の私的整理に関するガイドライン」が策定されました。（http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news230735.pdf）個人債務の私的整理に関するガイドラインの内容については、④-36以下で解説します。</p>
65	<p>【銀行の連絡先】 Q ローンを支払うについて交渉したいので、現地銀行の電話番号を教えてください。</p>	<p>A ローンを支払う交渉したいが、銀行の電話番号がわからないという相談が多くなっています。各銀行の窓口の電話番号については、一併HPに掲載されている「復興のための暮らしの手引き〜ここから/KOKO-KARA〜」「連絡先一覧」「金融機関一覧」の欄をご参照ください。http://www.ichiben.or.jp/shinsai/kokokara/09renrakusaki.html</p>
66	<p>【遅延損害金】 Q 震災の影響で、ローン（借入金）の支払いが期日に間に合いませんでした。遅延損害金を支払う必要があるのでしょうか。</p>	<p>A 「震災の影響」というものが、いわゆる不可抗力（取引上要求される注意を払っても防止しえない外部的な事情）に該当したとしても、民法419条第3項により、ローンなどの金銭債務に関する損害賠償には不可抗力の抗弁が排除されていますので、遅延損害金の支払いを免れることはできません。したがって、法律上は遅延損害金を支払う義務があります。もっとも、最近になって、いわゆる二重債務問題（Q1参照）の解消に向け、関係各機関がさまざまな政策提言をするようになりました。そして、このほど、個人債務の私的整理に関するガイドラインが策定され、このガイドラインに基づき金融機関と交渉することが可能となりました。個人債務の私的整理に関するガイドラインの内容については、④-36以下で解説します。</p>
67	<p>【期限の利益喪失約款は適用されるか】 Q 震災の影響で、ローン（借入金）の支払いが期日に間に合いませんでした。契約書では、ローンの支払いを1回でも遅らせると残額を一括で払わなければならないとされています（期限の利益の喪失約款）。地震の影響でローンを支払えなかった場合でも、この条項は適用されるのでしょうか。</p>	<p>A 期限の利益喪失約款がある以上、不可抗力による支払の遅れであっても期限の利益を喪失するのが原則です。しかし、例えば、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、住宅金融公庫をはじめ、一般に、金融機関において、期限の利益を喪失させるといって運用をとっていないことが多かったようです。最近になって、いわゆる二重債務問題（Q1参照）の解消に向けた様々な提言がされるようになりました。そして、このほど、個人債務の私的整理に関するガイドラインが策定され、このガイドラインに基づき金融機関と交渉することが可能となりました。個人債務の私的整理に関するガイドラインの内容については、④-36以下で解説します。</p>
68	<p>【担保目的物の消滅による追加担保の要否】 Q 借金の担保に入れていた自宅（建物）が倒壊してしまいました。契約書では、担保が滅失した場合には追加担保を立てなければいけないとされています（増担保請求）。震災で自宅が倒壊した場合でも、追加担保をしなければならないのでしょうか。</p>	<p>A 債務者の責に帰すことのできない事由に基づく抵当建物の滅失であっても、特約がある場合には、追加担保を設定する義務が発生します。ただし、地震による抵当建物喪失の場合でかつ債務者に増担保として提供すべき財産がないときに、抵当権者が特約により期限の利益の喪失を求めることは権限濫用に当たり許されないという見解もあります。阪神大震災の際には、大手都市銀行は追加担保を求めない旨の特別措置をとる方針をとったこととです。最近になって、いわゆる二重債務問題（Q1参照）の解消に向けた様々な提言がされるようになりました。そして、このほど、個人債務の私的整理に関するガイドラインが策定され、このガイドラインに基づき金融機関と交渉することが可能となりました。個人債務の私的整理に関するガイドラインの内容については、④-36以下で解説します。</p>
69	<p>【担保目的物の消失による期限の利益喪失】 Q 借金の担保に入れていた自宅（建物）が倒壊してしまいました。契約書では、担保の価値が著しく減少した場合には残額を一括で払わなければならないとされています（期限の利益喪失約款）。震災で建物倒壊した場合でも、この条項は適用されるのでしょうか。</p>	<p>A 特約上、債務者の責めに帰さない事情による担保価値の減少の場合であっても期限の利益の喪失事由がある場合には、震災による担保価値の減少のケースでも期限の利益を喪失すると考えられます。したがって、今回のケースでは、期限の利益喪失約款が適用されて、期限の利益を喪失することになるのが原則です。しかし、阪神大震災や新潟県中越地震の際には、住宅金融支援機構（当時住宅金融公庫）をはじめとする金融機関は、期限の利益を喪失させるといって運用をとっていないことが多かったようです。最近になって、いわゆる二重債務問題（Q1参照）の解消に向けた様々な提言がされるようになりました。そして、このほど、個人債務の私的整理に関するガイドラインが策定され、このガイドラインに基づき金融機関と交渉することが可能となりました。個人債務の私的整理に関するガイドラインの内容については、④-36以下で解説します。なお、担保目的物の消失による抵当権の消滅については、②-10を参照してください。</p>
70	<p>【建物修繕費用の融資制度】 Q 地震で自宅（建物）が損壊してしまったので修理しようと思います。修理代金を融資してくれる制度はありますか。</p>	<p>A (1) 国・自治体からの融資「災害援護資金」「生活福祉資金」「母子寡婦福祉資金」の融資制度があり、国や自治体から低利の融資を受けることができます。但し、被害の程度により限度額があり、所得制限もあります（内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」参照）（http://www.bousai.go.jp/fukukou/kakusyuseido.pdf）。(2) 住宅金融支援機構融資①被災した住宅の補修・再建に関する、無料の診断及び相談を実施、②被災した住宅の補修・再建資金に対し、低利の融資の実施を行うという支援が準備されています。融資を受けるは、「罹災証明」の提出など、手続がありますので、詳しくは住宅金融支援機構に問い合わせてください。問合せ先（災害専用ダイヤル）：0120-086-353 (3) 独立行政法人宅金融支援機構の融資独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしている場合には、融資の日から1年間の元金据置期間の認められた融資を受けることができます。(4) 給付型の支援融資制度以外にも、一定の要件を満たす場合には、被災者生活再建支援制度など給付型の支援制度もありますので利用を検討してみてください。例えば、被災者生活再建支援法に基づく制度を利用すれば、自宅が全壊した場合には100万円の被災者生活再建支援金を受給できます。</p>
71	<p>【建物再築費用の融資制度】 Q 地震で自宅（建物）が全壊してしまったので、再築しようと思います。新築代金を融資してくれる制度はありますか。</p>	<p>A (1) 災害復興住宅融資独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしている場合には、融資の日から1年間の元金据置期間の認められた融資を受けることができます。(2) 住宅金融支援機構融資①被災した住宅の補修・再建に関する、無料の診断及び相談を実施、②被災した住宅の補修・再建資金に対し、低利の融資の実施を行うという支援を準備されています。融資を受けるには、「罹災証明」の提出など、手続がありますので、詳しくは住宅金融支援機構に問い合わせてください。問合せ先（災害専用ダイヤル）：0120-086-3 (3) 給付型の支援被災者生活再建支援法に基づく制度を利用すれば、自宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じ、50万円から200万円の被災者生活再建支援金を受給できます。</p>

72	<p>【液化化現象による建物の損壊と融資制度】 Q 今回の地震に起因する地盤の液化化現象で、自宅（建物）が傾いてしまいました。自宅を修理または新築したいと思うのですが、その代金を融資してくれる制度はありますか。</p>	<p>A 住宅金融支援機構は、今回の東日本大震災に関しては、液化化現象による住宅の損壊についても融資の対象にするとのことですが（0120-086-353の回答）。融資の対象になるのは、あくまでも建物の損壊であることに注意してください。液化化現象によって土地が損壊しても、建物の損壊が無い場合には、融資の対象にはなりません。国や自治体による融資制度についても液化化現象による被害が支援の対象になるか否かに関して、各都道府県市区町村に問い合わせてください。なお、液化化による建物の損壊と罹災証明については、⑧-11を参照してください。</p>
73	<p>【クレジットの支払いと遅延損害金】 Q 今回の地震で銀行が閉鎖され、クレジットの支払いができませんでした。このような場合でも遅延損害金は支払わなければならないのでしょうか。</p>	<p>A 「地震で銀行が閉鎖」はいわゆる不可抗力（取引上要求される注意を払っても防止しえない外部的事実）に該当すると思われませんが、民法419条第3項により、ローンなどの金銭債務に関する損害賠償には不可抗力の抗弁が排除されていますので、遅延損害金の支払いを免れることはできません。したがって、法律上は遅延損害金を支払う義務があります。もっとも、平成23年3月14日、経済産業省は、東日本大震災で被災した中小企業の債務のうち、地震発生後に返済期を迎えたものについて、遅延損害金を免除するとの発表をしました。日本政策金融公庫や商工組合中央金庫など政府系金融機関が返済期日にさかのぼった上で条件変更に対応する措置を導入することで、中小企業は政府系金融機関に対しては遅延損害金の支払いを免れることとなりました（http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110314TohokuEarthquake.htm）。このように金融機関によっては、震災の影響に配慮した特別措置を執るところもあると思われるので、問い合わせしてみてください。</p>
74	<p>【自動車ローン】 Q 津波で自動車が流されてしまいました（滅失）。この自動車のローンがまだ残っているのですが、払い続けなければならないのでしょうか。</p>	<p>A ローンを支払義務は、金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づくものです。建物が倒壊したとしても、当該支払義務は当然には消滅しません。したがって、原則として自動車ローンを支払わなければならないと思います。ただし、阪神大震災の際には、政府系金融機関をはじめ、民間の各金融機関でも据置期間の延長や一定期間の支払の猶予、弁済ないし償還期間の延長などの軽減措置を打ち出しました。今回の震災に関しても同様の軽減措置を各金融機関が行う可能性はありますので、ご利用の金融機関に連絡をとり、率直に被災状況と窮状を説明することが大切だと思われます。</p>
75	<p>【自動車の所有権留保特約】 Q 大震災の混乱で、自動車が盗まれました。自動車には所有権留保が付されていたので、これを実行してもらうことで自動車ローンを清算できないのでしょうか。</p>	<p>A 所有権留保を実行するかどうかは、債権者の判断によります。債務者の側で所有権留保の行使を請求することはできません。自動車が盗難されてしまったのであれば、債権者は所有権留保を実行するという判断はしないでしょう。自動車の盗難保険の支払を受けることができるのであれば、それを返済に充てるのが良いと思われます。</p>
76	<p>【リース物件の滅失】 Q リースで借り入れていた冷蔵庫や什器が津波で流されてしまいました。リース残代金の支払い義務はありますか。また、新たな物件を提供するよう請求ができますか。</p>	<p>A まずは契約書を御確認下さい。特約がある場合が多いためです。危険負担の債務者主義を定める民法536条からは、リース物件が不可抗力の震災により消失あるいは損壊した場合、当該リース物件を使用収益させる債務を負担するリース業者が危険を負担することが原則です。この債務者主義の原則に基づけば、リース料を支払う必要はないこととなります。また、賃貸借について定める民法611条からは、滅失部分に応じたリース料の減額請求及び残存部分のみでは目的が達成できない場合における解除が認められることとなります。しかし、リース契約では、これらの民法の規定を排除する特約が定められていることが通常です。すなわち、リース期間中にリース物件が不可抗力により滅失又は毀損した場合、ユーザーに契約解約権はなく、約定の損害金を直ちに支払う義務を負うとされていることが多いです。また、滅失部分に応じたリース料の減額及び残存部分のみでは目的が達成できない場合における解除も排除されていることが多いです。そして、新たなリース物件の請求権は認められていません。もっとも、現実には、今般の大震災の状況に鑑み、リース料が減免されたり、支払延期等の余地があるので、急な支払は避け、まずは交渉すべきでしょう。</p>
77	<p>【通帳や銀行カードの喪失】 Q 銀行預金通帳や銀行カードなど、すべて津波で流されて紛失しました。このような場合でも銀行預金を引き出せますか。</p>	<p>A 今回の震災の規模と被害の大きさに鑑みて、金融庁は、金融機関に対して、柔軟な取扱いをするようにと、以下の要請を出しました（金融庁ホームページ）（http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/deposit.html）。・預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。・届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること。したがって、本人確認のために運転免許証、保険証、身分証明書等を用意して金融機関に行き手続をするとういでしょう。</p>
78	<p>【身分証明書の喪失の場合の本人確認】 Q 運転免許証や保険証などの身分証明書が、すべて津波で流されてしまいました（紛失）。このような場合でも銀行預金を引き出せますか。</p>	<p>A そのような場合でも、金融機関は、Q④-14の金融庁の要請を踏まえて、杓子定規ではなく、個別事情を考慮した対応をとってくれると考えられますので、問い合わせしてみてください。もっとも、金融機関には、預金者との同一性を十分に確認すること無く、預金者以外の者に払い戻してしまった場合には、金融機関が責任を負います。したがって、震災という事情があっても、金融機関としては、出来るだけ本人確認を厳密に行いたいと考えてるのが普通です。出来る限り本人確認に役立つ資料を準備することが良いでしょう。総務省は、東日本大震災で身分証明書などをなくした住民が住民票の写しの交付を求めてきた場合でも、本人確認ができれば交付することが可能とする通知を地方自治体に出しており、同省は身分証明書によらない本人確認方法として、（1）同一世帯の住民基本台帳の記載事項を口頭で述べさせる（2）職員が交付の請求者と面識がある—といった方法を挙げています。したがって、これを利用して住民票を取得することが本人確認の資料になると考えられます。</p>
79	<p>【預金の第三者による無断引き下ろし】 Q 震災後、私の知らないところで銀行預金が第三者に引き出されたようです。私の銀行預金は返してもらえますでしょうか。</p>	<p>A 銀行が第三者に対して行った払い戻しは、弁済受領権限の無い者に対する弁済ですので、本来であれば無効であり、相談者は預金の支払いを求められるはずですが、もっとも、銀行の第三者に対する払い戻しが、銀行に過失がなく、準占有者に対する弁済にあたる場合は、預金の払い戻しは認められません（民法478条）。まずは、今回の銀行預金の払い戻しが、どのような状況でなされたかを、銀行に問い合わせ確認してください。</p>
80	<p>【第三者によるクレジットカードの無断使用】 Q 震災でクレジットカードを紛失してしまいましたが、後に第三者がこのカードを使ったようです。私はこの使われた分を支払わなければならないのでしょうか。</p>	<p>A 相談者が責任を負うか否かは、「会員規約」の内容によります。多くの会員規約（UCカード等）は、原則として会員の責任としつつ、会員が速やかに紛失・盗難の事実を警察署とカード会社に届け出ていた場合には、届出を受理した日の60日前以降に発生した支払については、会員の支払を免除するという内容になっています。したがって、紛失届を出来るだけ早急に提出することが重要となります。また、多くの場合にはカード盗難保険によって損害が填補されるという仕組みにもなっているようです。このように、クレジットカードの不正利用に合った場合でも、救済される方法がありますので、カード会社に事情を説明して相談してみてください。</p>
81	<p>【被相続人・他の相続人の行方不明と銀行預金】 Q 銀行預金の名義人である父が震災で死亡しました。母と兄妹も行方不明になっています。私は父の預金を引き出すことができるのでしょうか。</p>	<p>A 銀行実務では、相続人全員の同意書や遺産分割協議書の提出がなければ相続人1人からの払戻請求には応じていないのが実情です。したがって、本来であれば、母や兄妹の同意書等がなければ父の預金を引き出すことはできません。しかし、今回の震災については、銀行は、被災者の当面の生活資金を目的として、払戻請求について、柔軟な対応をするようです（全国銀行協会ホームページhttp://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/07200000.html http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news230437.pdf 参照）。具体的には、銀行職員が親族と面談の上、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」等を確認することで払戻に応じるという運用をするようです。したがって、銀行に問い合わせしてみてください。</p>

82	<p>【債権者の行方不明】 Q 知人から借金をして、これを返したいのですが、震災以来この知人と連絡がとれません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A 仮にその知人が死亡していた場合、その債権は相続人に相続されます。死亡が確認されず行方不明のままであっても認定死亡（戸籍法89条）又は失踪宣告（民法30条2項）がなされ、債権が相続される可能性があります（③-2参照）。これらの場合には、借金は相続人に返済することになります。ただし、知人が死亡しているのか、相続人は誰なのか、失踪宣告等はなされるのか、といった事実関係を確認するまでは時間がかかることも予測されますので、その間の遅延損害金の発生を避けるために、供託（民法494条：債権者不確知）を検討するのが良いと思います。</p>
83	<p>【保証人の行方不明】 Q 保証人を立てて借金をしたのですが、震災後、この保証人と連絡がとれません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A 保証人が死亡している場合には、相続人に保証債務が相続されます。行方不明の場合には、認定死亡（戸籍法89条）又は失踪宣告（民法30条）がなされると相続人に保証債務が相続されます（③-2参照）。この相続人が行為能力者でありかつ弁済をする資力を有する場合には、主たる債務者にとって特段の問題はありません。相続人が行為能力者ではなかったり、弁済する資力が無かったりすると、主たる債務者は、民法450条2項により、改めて保証人を立てる義務を負う可能性があります。この義務があるか否かは、当該借金に際して、債権者との間で、あなたが保証人を立てる義務を負うという内容の契約を締結していたか否かによります。仮に、改めて保証人を立てる義務を負う場合でも、今回の震災に対しては、各金融機関が特別の措置を認める場合がありますので、各金融機関に問い合わせてください。</p>
84	<p>【ローンの支払い不能と手続の選択】 Q 大震災で勤務先の会社が倒産して、失業してしまい、もうローンを返すことができません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A ローンの支払い義務は地震によって消滅しません。ただし、今回の震災により支払ができなくなった場合に、貸主である金融機関が直ちに強硬な取立手段をとるとは考えにくいと言えます。当面金融機関に支払ができなくなった事情を連絡した上で、御自分の現在の財産と将来の収入見込みを把握して、返済計画を立案するか、債務整理して倒産処理するかを検討すべきです。家屋の倒壊の場合の地震保険等、保険によりカバーされているものがないかどうか確認して下さい。また、このほど、個人債務者の私的整理に関するガイドラインが策定されましたので、これを用いることができるケースであれば、法的措置をとらずに大幅な債務整理ができる可能性もあります。個人債務者は、債務整理を行う方法として、破産や個人再生等といった法措置に加え、この私的整理ガイドラインを利用することもでき、手続選択の幅が広がったことから、個人債務者の状況に合った手続を各々選択していく必要があります。私的整理ガイドラインについては④-36以下で詳しく解説しますが、ガイドライン第7項(2)①口のいわゆる将来弁済型は小規模個人再生に、同ハのいわゆる清算型は破産に、各々類似した私的整理手続といえます。担保権の対象となっている資産については、将来弁済型の場合は清算価値相当額を分割弁済、清算型の場合は処分または公正な価額によるいわゆる買戻しをして担保権者に優先弁済することとなります。将来弁済型においては、担保権付資産を清算価値で評価して弁済すればよい点が、住宅ローンを原則として従前の条件で支払っていく個人再生に比べて個人債務者に利用しやすいものとなっています。また、保証人に対して保証履行を求めるか否かにつき、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き保証履行を求めないとされている点、ガイドライン利用してもいわゆる金融機関のブラックリスト（信用情報）に載らないとされている点、清算型では担保権付資産のいわゆる買戻しが認められている点もガイドラインの特徴といえます。</p>
85	<p>【破産手続と信用情報】 Q 地震を理由に破産申立てをしても、いわゆる金融機関のブラックリスト（信用情報）に載りますか。</p>	<p>A 今回の震災を受けて、信用情報機関である株式会社日本信用情報機関、CIC、一般社団法人全国銀行協会は、「遅延情報」の取り扱いについて特別措置を設けています。すなわち、信用情報機関の加盟会員が被災地域の顧客に対して返済又は支払を猶予した場合には、遅延情報の登録基準（入金予定日から3カ月以上何らかの入金がないこと。）に該当した場合であっても、遅延情報として登録しないという運用をすることとします。しかし、破産など「債務整理」の情報に関する特別措置の有無は現時点では不明です。</p>
86	<p>【管財費用の要否】 Q 不動産を所有していると、破産を申し立てる際に管財費用（予納金）が必要と言われました。震災の影響で、自宅（家屋）の基礎が崩れ、家が傾いてしまいましたが、このような場合でも管財費用を支払わなければならないのでしょうか。</p>	<p>A 不動産を所有していると、原則として、管財費用が必要となる管財事件となります。その理由は、一般に不動産は資産価値が高く、これを換価することで破産財産を増殖することができる可能性があると考えられているためです。震災の影響で、自宅の基礎が崩れ、家が傾いたとのことですが、それがどの程度深刻なものであるかにより、資産価値の有無が判断されます。仮に資産として評価できない程深刻な損傷であれば、そのことを破産申立ての際に疎明することで、管財費用を必要としない同時廃止手続を利用することも可能となります。</p>
87	<p>【生活再建支援金・義援金と破産手続】 Q 破産申立てを考えているのですが、急場の生活再建をしなければならず、生活再建支援金や義援金を受領しようと思うのですが、注意すべき点はないでしょうか。</p>	<p>A 従来の考え方では、これらは通常の現預金とみなされます。しかし、平成23年8月30日に義援金等特別法（「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」）及び「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」が施行され、災害弔慰金、災害障害見舞金、生活再建支援金、義援金（交付を受けた金銭を含む）は、差押禁止財産となりました。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00104.htmlしたがって、義援金等を受領して破産申立てをする場合、義援金等は法定の自由財産となります。資産状況にもよりますが、義援金等を受領したとしても、同時廃止事案となる可能性もあります。</p>
88	<p>【義援金の寄付と破産】 Q 破産を予定しています。手元にいくらかの現金がありますが、これを義援金として寄付することに問題はありますか。</p>	<p>A 破産法160条3項は、「破産者が支払の停止等があった後又はその前6カ月以内にした無償行為」は破産手続開始後に否認することができるものと規定しています。義援金の寄付は無償行為ですので、支払停止（例えば手形の不渡りや夜逃げ等）後や、その6カ月前に寄付をすると無償行為否認の対象となります。そうすると破産手続開始後に破産管財人により否認権が行使され、寄付の相手方に対して寄付金相当額の返還請求することになります。また、破産法252条1項は、債権者を害する目的で財産の隠匿や債権者に不利な処分をする行為（1号）、浪費によって著しく財産を減少させる行為（4号）を免責不許可事由として規定しています。義援金の寄付が直ちにこれらの免責不許可事由に該当するわけではありませんが、寄付の額や支払われた状況によっては財産の隠匿が疑われるおそれがあります。また、寄付した義援金の額によっては浪費等による財産減少行為と評価されるおそれがあります。</p>
89	<p>【生活再建のための買い物と破産手続】 Q 弁護士に債務整理（破産申立て）を依頼していた最中に、震災に遭ってしまいました。生活再建のために高額な買い物せざるを得ないのですが、問題はないでしょうか。</p>	<p>A せっかく購入した物が破産財団に属してしまうと換価されるので購入した意味が無くなってしまいます。購入する物は、その物が破産財団に属しない自由財産（破産34条3項）と判断されるであろう物に限るべきでしょう。具体的には、差押禁止財産（民執131条）に該当する物に限って購入するのが安全です。「生活再建のための高額な買い物」が例えば漁業を営む者の漁網など、業務に欠くことのできない器具に当たる場合（民事執行法131条5号6号）には、その後破産手続が開始しても破産財団に属さないという扱いがなされると思われます。また、高額な買い物をする為に、ローンを組む場合には、相手に対して「詐術」（破産原因があるにもかかわらず無いと信じさせること）を行わないように気をつけてください。免責不許可事由に該当します（破産252条5号）。</p>

90	<p>【弁護士介入後の借入行為】 Q 弁護士に債務整理（破産申立て）を依頼していた最中に、震災に遭ってしまいました。介入通知も出ています。生活再建のために各種の融資制度を受けたいのですが、問題はないでしょうか。</p>	<p>A 介入通知を出したことにより、信用情報機関の登録がなされますので、その信用情報機関に加入している業者は、貸出を控えるのが普通です。ですので、融資を受けるのは難しいかもしれませんが各金融機関に問い合わせてください。なお、破産を検討していることを秘して融資を申し込むことは「詐術」（破産原因があるにもかかわらず無いと信じさせること）に該当すると考えられます。これは破産手続との関係では免責不許可事由（破産252条1項5号）に該当する危険があります。今回の地震に関しては、国や県などによる「被災者生活再建支援金」などの支給型の支援制度が準備されています。これらを積極的に利用して生活再建を図るのが良いでしょう。これらの支援制度は今後具体化されていくものですので、市役所等に問い合わせるなどして情報を収集してみたいかがでしょうか。または、生活保護の申請を検討するのが良いでしょうか。</p>
91	<p>【破産免責】 Q 大震災で財産をすべて失ってしまい、借金を返せません。破産申立てをしようと考えているのですが、実は7年前にも破産申立てをして、免責許可決定が確定しています。今回、破産申立てをして、再び免責を得ることができるでしょうか。</p>	<p>A 免責許可の決定が確定した日から7年以内の破産申立ては、免責不許可事由とされています（破産法252条1項10号イ）。しかし、今回のような大規模震災を原因に財産を失い、破産したという場合には、裁判所の裁量で免責がされる可能性が高いと思われます（破産法252条2項）。なお、免責許可の決定が確定した日から7年以内に破産申立てをする場合、免責許可を出すべきかどうか調査するため、管財事件となって相当額の管財費用の負担を命じられる可能性があります。もっとも、破産に至る事情を詳細に疎明できれば、状況により、同時廃止事件になる可能性がまったくないとはいえません。</p>
92	<p>【民事再生手続】 Q 大震災で会社が倒産して、失業してしまいました。なんとか再就職をすることができましたが、給料はこれまでよりも下がっています。残っている住宅ローンとその他のローンを今までどおり返済していくのは難しくそうですが、どうしたらいいでしょうか。</p>	<p>A このような場合でも、原則として住宅ローンは支払わなければなりません。仮に、住宅ローンの支払いが負担で生活の維持が困難になっているのであれば、破産ややむを得ないかもしれません。他方、住宅ローンのほかに債務があって、その債務の支払いが軽減されれば住宅ローンの支払いが可能となるのであれば、任意整理ないし民事再生手続をとることにより、自宅を維持できる可能性があります。具体的には、住宅ローン以外の債務について、一時的な支払い猶予や利息カット等で支払いを継続できるのであれば、特に法的手続きをとることなく、各債権者と任意に交渉することで解決できる場合があります（任意整理）。また、一時的な支払い猶予や利息カット等に対応しきれないのであれば、民事再生手続を利用して、残債務額の大幅な免除を得ることも考えられます。この住宅資金貸付債権に関する特則（民事再生法196条以下）の利用により、自宅を維持できる可能性があります。住宅ローン自体の支払いは免除されませんが、場合によっては住宅ローン支払いの一時猶予等も実現できる可能性があります。</p>
93	<p>【震災による再生計画の影響】 Q 私は地震前に民事再生を申立て、再生計画が認可され、計画どおりの返済を続けていたところだったのですが、地震によって財産を失ってしまい、再生計画どおりの返済が難しくなりました。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A まず、再生計画の変更が考えられます。民事再生法187条1項は、再生計画認可の決定があったあとも、やむを得ない事情で再生計画の遂行が困難となった場合は、裁判所に申し立てることによって再生計画の変更を認めています。再生計画の変更が認められれば、再生計画で定められた弁済率や弁済期間を調整することが可能となります。地震によって財産を失ってもなお、弁済率や返済期間の調整により再生手続を継続することが可能なのであれば、再生計画の変更を検討することが適切でしょう。</p>
94	<p>【民事法律扶助制度①】 Q 地震で財産をすべて失ってしまい、弁護士に相談して破産しようと思うのですが、弁護士費用を用意できません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A 法テラスの民事法律扶助制度のご利用が考えられます。民事法律扶助制69度とは、経済的に困窮している方の弁護士費用を立替えるという制度です。この制度を利用できれば、弁護士へ支払う着手金、実費等の立替えを受けられますので、現時点において財産をすべて失っていても、破産手続を進めることが可能となります。法テラスの代表電話番号を記載します。法律相談に訪れる弁護士は、現地の電話番号を事前に確認しておくとい良いでしょう。http://www.houterasu.or.jp/「法的トラブルでお困りの方は」・・・0570-078374（お悩み無し）（PHS・IP電話からは03-6745-5600）「犯罪被害にあわれた方は」・・・0570-079714（泣くことないよ）（PHS・IP電話からは03-6745-5601）平日の9:00～21:00、土曜日の9:00から17:00（日曜祝祭日・年末年始休業）</p>
95	<p>【民事法律扶助制度②】 Q 地震で財産をすべて失ってしまい、破産しようと弁護士に相談したところ、私が破産する場合は管財費用（予納金）が必要と言われました。しかし、地震で財産をすべて失ってしまい、予納金を準備できません。どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A 管財費用が必要となった場合、その支払い方法としては、法テラスの利用が考えられます。法テラスが管財費用の援助をするには、「生活保護受給者」であることが要件になりますので、生活保護受給の条件を満たすのであればその申請を検討するのが良いと思われます。</p>
96	<p>【裁判期日の不出頭】 Q 債権者から訴えられ、裁判所から第1回口頭弁論の期日の通知が来ていたのですが、震災の影響で裁判所に出頭できませんでした。裁判はどうなってしまうのでしょうか。</p>	<p>A 原則論は、下記のとおりです。なお、最高裁判所は、平成23年3月13日付で、各高等裁判所長官宛に、①期日の変更については一律に期日変更申請書の提出を求めるなどの対応を取ることなく、事情に応じて職権による期日変更を行うなど柔軟な対応をとるべきこと、②当事者、代理人等が期日に出席しない場合も、その不出頭の事由等を十分考慮し、これらの当事者等に70対し、不当な不利益を負わせることのないように配慮することを求めています。（http://www.courts.go.jp/about/bousai/pdf/11_03_13_tetzuzuki.pdf）（1）当事者双方の欠席 当該期日については、裁判所は期日の終了の宣言をしたうえで、職権による次回期日の指定を行うか、当事者による期日指定の申立てを待って、次回期日の指定を行うという流れになると思われます。裁判所に対して問い合わせ、対応して下さい。（2）相談者のみの欠席 A 答弁書を提出している場合 答弁書を提出したと扱われ（擬制陳述、民訴158条）、次回期日が指定されると考えられます。イ 答弁書を提出していない場合 制度上は「欠席判決」もあり得るのですが、震災の影響を考慮して、普通は欠席判決をしないと思います。裁判所としては、次回期日を指定して期日を続行するか、期日を延期するという措置を執ると思います。裁判所に問い合わせてください。</p>
97	<p>【総量規制の緩和】 Q 貸金業法の総量規制（年収の3分の1）以上の借入をすでにしてしまっています。今回の地震で何かと入用なのですが、もう融資を受けることはできないでしょうか。</p>	<p>A いわゆる総量規制（貸金業法13条の2）は、「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの」については例外として適用がないとされ、社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための貸付や事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約（同条第1項第4号）などであって、一定の条件を満たすものはこれにあたることとされています（貸金業法施行規則10条の23）。もっとも、これらの例外の適用をみるためには、契約内容や貸金業者に対して提出する書面に関し特別の規程が設けられています。政府はこのほど、貸金業法施行規則を改正し、平成23年10月31日までの時限措置（その後、時限措置の期限は平成24年3月31日まで延長）として、今回の震災に関し災害救助法が適用された地域に住所または居所を有する者についてこれらの規制を緩和する措置をとりました。具体的には、①「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続、②個人事業主の借入手続、③配偶者の71年収と合算して年収を算出する場合の借入手続、④極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化が図られています。（http://www.fsa.go.jp/news/22/kinyu/20110428-8.html）時限措置を平成24年3月31日まで延長することについては金融庁のHPをご参照ください。http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20111028-1.html</p>

98	【個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは】 Q このほど策定された私的整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）とは、どのようなものですか。	A これは、平成23年6月、政府が「二重債務問題への対応方針」を取りまとめたことを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定されたものです。東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融機関に係る債権者）と債務者の合意に基づき、72債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的としています。ガイドラインには法的拘束力はありませんが、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されているものであり、金融機関等はこの準則による債務整理に誠実に協力することが求められ、債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負うとされています。ガイドラインの内容は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会のHPをご参照ください。 http://www.kgl.or.jp/guideline/pdf/guideline.pdf このガイドラインの運用については、個人の私的整理に関するガイドライン研究会からQ&A（以下「Q&A」といいます。）が発表されています。 http://www.kgl.or.jp/guideline/pdf/qa.pdf また、有志による私的整理ガイドライン検討チームが作成した「個人版私的整理ガイドライン利用マニュアル」もご参照ください。 http://www.ancl.biz/guidelinesmanual.html
99	【ガイドラインを利用する利点】 Q ガイドラインに基づく債務整理の利点は何ですか。	A ガイドラインに基づく債務整理は、あくまで私的整理ですから、破産や民事再生のような法的整理とは異なり、弾力的運用が可能、簡易・迅速・廉価な処理が可能、債務整理による影響を最小限に限定しうること、といった私的整理手続きについて一般に認められている有用性があると考えられます。また、ガイドラインでは、このガイドラインによる債務整理を行った債務者（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととしております。このため、このガイドラインに基づく債務整理を利用すれば、債務者の信用が守られるとさえいえます。さらに、ガイドラインに基づく債務整理手続きが始まると、対象債権者は、一時停止が開始した日（以下「一時停止の開始日」という。）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する73行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を行使し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならないとされます。
100	【ガイドラインを利用する利点②】 Q ガイドラインによる債務整理を積極的に検討すべきなのは、どのような場合ですか。	A 1 平成23年6月17日に政府は「二重債務問題への対応方針」を発表し、いわゆる二重ローン問題について、個人向けの「私的整理ガイドライン」という債務整理の枠組みを打ち出すことを発表しました。個人事業主の方の場合には、事業用のローンが残っているにもかかわらず、震災からの復興のためにはあらたな事業用ローンを組まなければならない、個人で家を持った方の場合には住宅ローンが残っているにもかかわらず、生活再建のためにはあらたな住宅ローンを組まなければならないということのように、二重のローンの負担から個人事業主や個人の方を解放するとともに、金融機関には無税償却を認めることで、解決の方向性を示したのです。これを受けて、全国銀行協会を事務局とする研究会が発足し、私的整理ガイドラインが策定されたのです。2 このガイドラインは以上のように二重ローン問題を解決するための枠組みであり、以下のような方法で個人や個人事業主の方の再生を図っていきます。① 弁済型 個人再生類似の方法で、減免を受けた負債額を5年以内の分割で返済して行くというものです。② 清算型 破産類似の方法で、財産を換価し配当をした上で、残債務については免除を受けるという方法です③ 事業再建型 個人事業主の方が、減免を受けた負債を将来の事業の収益をもって弁済していくという方法です 3 積極的に活用すべき場合① まず再建のためには新たな借入が必要な場合です。これはいわゆる二重ローン問題解消のために考案された制度ですので、生活や事業の再建のためには新たな借り入れが不可欠という場合には積極的に活用すべきです。通常の破産手続などで従前の債務を整理した場合には、信用情報（いわゆる74のブラックリスト）に登録されてしまい、再建のための借入ができなくなってしまうのです。しかし、このガイドラインによった場合には信用情報に掲載されないというメリットがあります。したがって、再建のための借入が必要な場合には積極的に活用が検討されるべきです。② 次に保証人に迷惑がかけられない場合です。このガイドラインの場合には、保証人への請求は「相当と認められる場合」にしか認められません。通常ですと、主債務者が破産をすると、保証人に一括弁済の請求がきます。しかし、保証人も被災しており保証人に迷惑をかけることがためらわれる場合もあるかと思いますが、このガイドラインでは保証人への請求が制限されていますので、保証人に迷惑がかけられない場合には、ガイドラインの活用が検討されるべきです。
101	【ガイドラインを利用できる債務者】 Q ガイドラインに基づく債務整理は、どのような者であれば活用できますか。	A ガイドラインでは、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる債務者として、以下の要件のすべてに該当する者としております。(1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。(2) 弁済について誠実であり、その財産状況（負債状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。(3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。(4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。(5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。(6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。(7) 破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由がないこと。
102	【ガイドライン：弁済計画案に同意しない債権者がいる場合】 Q ある債権者が弁済計画案に同意しないことが見込まれる場合も、ガイドラインによる債務整理をすることができずか。	A 個人再生手続の場合に、一律反対の意見を出す金融機関もあり、今回のガイドラインによった場合でも同様の対応をすることが懸念される機関もあります。全債権者の同意のもとに再建を図っていく手続であり、反対する債権者があってはこのガイドラインによる解決が困難です。そのような場合には、債権者への事前の打診等しておくことが必要です。
103	【ガイドライン：過払い金がある場合】 Q 貸金業者に対して過払い金があることが見込まれる場合も、ガイドラインによる債務整理をすることができずか。	A 過払い金の概算見込み額すら未判明のままにガイドラインの利用をすることは控えるべきです。ガイドラインは二重ローン問題を迅速に解決するための枠組みですので、最大でも6ヶ月（事業再建型では7ヶ月）で弁済計画案を取りまとめる必要があります。弁済計画案は財産の清算価値を踏まえたものになりますので、過払い金の額（少なくとも概算見込み額）が未判明ですと、弁済計画案の取りまとめに支障をきたします。確かに過払い金をめぐる近時の情勢では、財務状況の悪化している消費者金融もあり、そういったところは任意の返済では回収が先になり、かといって判決をとって執行をしても十分な回収ができないということもあり、相当に回収が先になってしまうケースもままあります。ただ、そのような相手であっても、事前に委任通知を出し、少なくとも概算見込み額や回収可能性までは明らかにしておくことが必要です。弁済計画案提出時に過払い金の回収が未了の場合の取り扱いには不透明な部分があり、今後の運用によるところがありますが、少なくとも委任通知を出して過払い金の概算見込み額や回収可能性までは明らかにしてからガイドラインに基づく申し立てをすべきです。

104	<p>【ガイドライン：仮設住宅退去後に既存債務の返済ができなくなる場 76 合】 Q 今仮設住宅に居住しているため、既存の債務を返済していますが、近い将来、アパートを借りることによって家賃が発生して、既存債務の返済ができなくなるのが確実である場合、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。</p>	<p>A ガイドラインによる債務整理を申し出るための要件としては、「住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既存債務を返済することができないこと又は近い将来において既存債務を返済することができないことが確実と見込まれること。」が必要とされています（第 3 項（1）後段）。「近い将来において既存債務を返済することができないことが確実と見込まれる」とは、現時点では約定どおりの返済ができていないものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、特定の債務だけでなく、その他の債務全般について返済できなくなるのが、確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。上記の状況かどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されますが、例えば、収入が途絶えて、就労の見通しが立たず、債務全般の返済ができなくなった場合や、就業しているが、収入が減少し、地域における一般的な生計費等を考慮した家計収支の状況等から、債務全般の返済ができなくなった場合などは「既存債務を返済することができない」場合に該当し、これらの場合で、貯蓄等により当面は約定どおりの返済が可能であっても、近い将来に返済ができなくなるのが明らかである場合は、「近い将来において既存債務を返済することができないことが確実と見込まれる」場合に該当するものと考えられます（「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q & A 9 頁）。したがって、本件のように今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を返済できていますが、近い将来、アパートを借りることによって家賃が発生すると、既存債務の返済ができなくなるのが確実であるといえるのであれば、ガイドラインによる債務整理をすることができますと考えられます。なお、報道によると、全国銀行協会などが、東日本大震災の被災者の二重ローン対策として作った「個人版私的整理ガイドライン（指針）」の運用を見直すことを決めたとのこと（平成 23 年 10 月 24 日付日本経済新聞電子版等）。具体的には、債務免除の条件を一部緩和し、仮設住宅に入居しているが、今後民間の住宅に移った際にローンが払えなくなると想定される被災者も対象に加えて、仮設住宅居住者については、将来民間に移り住んで以降 77 に発生すると予想される住居費も考慮し、債務免除の是非を判断するよう運用を改める方針です。</p>
105	<p>【ガイドライン：自動車などの生活必需品を新たな借入れて購入したい場合、またはこれを所有し続けたい場合】 Q 1 今仮設住宅に居住しているため、既存の債務を返済できていますが、津波で流されてしまった生活必需品たる自動車を、近い将来新たな借入れて購入せざるを得ず、既存債務の返済ができなくなるのが確実である場合、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。2 震災前に購入した自動車（ローン付き）を、ガイドラインによる債務整理の申出後も所有して使用し続けることはできますか。3 ガイドラインによる債務整理の申出後に、生活に必要となって自動車を購入しました。これを所有して使用し続けることはできますか。</p>	<p>A 1 ガイドラインによる債務整理を申し出るための要件としては、「住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既存債務を返済することができないこと又は近い将来において既存債務を返済することができないことが確実と見込まれること。」が必要とされています（第 3 項（1）後段）。「近い将来において既存債務を返済することができないことが確実と見込まれる」とは、現時点では約定どおりの返済ができていないものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、特定の債務だけでなく、その他の債務全般について返済できなくなるのが、確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。上記の状況かどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されます（「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q & A 9 頁）。本件のように今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を返済できていますが、津波で流されてしまった生活必需品たる自動車を、近い将来新たな借入れて購入せざるを得ず、既存債務の返済ができなくなるのが確実である場合は、購入する自動車の価格等にもよりますが、一般にはガイドラインによる債務整理をすることができますと考えられます。なお自動車以外に 78 も、今後、生活や事業の再建のために、不動産、運転資金の借入れ等を予定している場合は、本ガイドラインの利用を積極的に検討すべきであるといえます。2（1）ガイドラインによる債務整理を申し出ると、この申出があった時点から、対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、一時停止の期間が開始することになります（5 項（3））。この一時停止の期間中は、全ての対象債権者は、一時停止が開始した日（一時停止の開始日）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならないものとされています。具体的には、対象債権者は、返済を受けることのほか、相殺権を行使するなど債務消滅に関する行為をなしたり、追加の物的担保の供与を求めたり、または担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならないものとされています（6 項（1）③）。本件のようにローン付き自動車については、所有権が債権者に留保されていることも多いと考えられますが、債権者が、この担保権を実行して自動車を処分することはできないこととなります。（2）この自動車を保有するときの返済計画案の内容ですが、その債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある場合は、当該自動車を含む債務者の資産等を考慮した生活実態等を踏まえた返済内容とすることが求められます。一方、債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがない場合は、対象債権者に対して債務の減免を要請するに際し、ガイドラインの申出の時点において保有する全ての資産（本件の自動車を含みます）を処分・換価、または処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を返済して、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先返済を行い、その後全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて返済を行い、その余の債務について免除を受けるという内容とすることになります。したがって、本件自動車を保有したい場合は、その公正な価額に相当する額を返済すべきこととなります。3 ガイドラインによる債務整理の申出後に、生活に必要となる自動車を購入した場合は、その後もこれを使用し続けることはできます。ただしその購入に際してローンを利用した場合、東日本大震災の影響によって返済できなくなった「既存債務」には当たらないため、債務の減免対象とならず、全額の 79 支払いをすることが必要となります。この自動車は、ガイドラインによる債務整理の申出時点において保有する「資産」には含まれないため、返済計画策定における処分・換価（または処分・換価の代わりになされる、「公正な価額」に相当する額の返済）をすべき対象とはなりません。</p>
108	<p>【ガイドライン：自由財産の範囲、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金】 Q 債務者の返済能力を判断する場合、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金も債務者の資産に含めて判断しなければなりません。すでに受け取って現預金として保管している場合はどうですか。</p>	<p>A 本ガイドラインを利用する場合も、債務者は、破産手続において「自由財産」と扱われる財産を手元に残すことが可能です。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q & A 3-1 には、「なお、「東日本大震災の影響」には、福島原子力発電所事故や長野県北部地震等の続発地震による影響も含まれると考えます。」との記載があります。ですので、福島原子力発電所事故による影響を受けた人の中には被害者として東京電力に損害賠償請求権を潜在的に有している人が適用対象者として予定されていると考えます。この場合の損害賠償請求権（現在および将来の請求権）の取扱いについては、いわゆる破産手続での自由財産（倒産実務上拡張が認められる自由財産を含みます。）として認められる範囲、およびガイドライン運営委員会が自由財産として取扱う財産（Q④-44）であれば、自由財産として取り扱われますが、これを越えるものについては、当該ガイドラインの返済計画案において、対象債権者に対する返済原資になるものと考えられます。一方、既に債務者が東京電力との間で合意書の調印にいたり、前述の自由財産の範囲を超える損害賠償の支払いが近日中に行われることが明らかであるような場合は、「既存債務を返済することができないこと又は近い将来において既存債務を返済することができないと確実に見込まれること」の要件を満たさないとし、本ガイドラインが利用できないことがありうると思われま</p>
109	<p>【ガイドライン：原簿賠償金の受領が見込まれる場合】 Q 住宅ローンを被担保債権とする抵当権が設定されている所有不動産につき、東京電力から原子力損害にかかる賠償金を受領することが見込まれる場合も、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。</p>	<p>A はい。東京電力に対して損害賠償請求権を有するような場合にも本ガイドラインを利用することは原則として可能です。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q & A 3-1 には、「なお、「東日本大震災の影響」には、福島原子力発電所事故や長野県北部地震等の続発地震による影響も含まれると考えます。」との記載があります。ですので、福島原子力発電所事故による影響を受けた人の中には被害者として東京電力に損害賠償請求権を潜在的に有している人が適用対象者として予定されていると考えます。この場合の損害賠償請求権（現在および将来の請求権）の取扱いについては、いわゆる破産手続での自由財産（倒産実務上拡張が認められる自由財産を含みます。）として認められる範囲、およびガイドライン運営委員会が自由財産として取扱う財産（Q④-44）であれば、自由財産として取り扱われますが、これを越えるものについては、当該ガイドラインの返済計画案において、対象債権者に対する返済原資になるものと考えられます。一方、既に債務者が東京電力との間で合意書の調印にいたり、前述の自由財産の範囲を超える損害賠償の支払いが近日中に行われることが明らかであるような場合は、「既存債務を返済することができないこと又は近い将来において既存債務を返済することができないと確実に見込まれること」の要件を満たさないとし、本ガイドラインが利用できないことがありうると思われま</p>

110	【ガイドライン：震災前に期限の利益喪失事由がある場合】 Q 震災前に期限の利益喪失事由が発生したことがあるケースであっても、ガイドラインによる債務整理をすることができる場合がありますか。	A はい。対象債権者の同意を得られた場合には、震災前に期限の利益喪失事由がある場合でも本ガイドラインを利用できます。本ガイドライン第3項(3)但書では、「当該対象債権者の同意がある場合はこの限りではない」としています。したがって、代理人としては期限の利益の喪失事由があった債権者の場合には、対象債権者の同意が得られるよう事前に折衝を行うこととなります。81期限の利益の喪失事由があった後の弁済に関する対象債権者と債務者との間のやりとりについて積極的に事情を聴取しましょう。
111	【ガイドライン：免責不許可事由がある場合】 Q 破産法上の免責不許可事由があるのですが、ガイドラインによる債務整理をすることができる場合がありますか。	A ガイドライン上は免責不許可事由がある場合には利用できないとされています(ガイドライン第3項(7))、現状の破産実務上解釈されている免責不許可事由の存否と同様に考えるべきものと思われます。本ガイドライン第3項(7)では「破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。」として、債務者となる要件をあげています。しかし、本ガイドラインはそもそも震災によって被災者の方が債務を不合理にも負担し続けなければならない状況を解消し、再スタートを切る事を目的として策定されているのですから、破産実務より厳格に当該事由の存否を解釈すべき理由はないと考えます。また、本ガイドラインが清算型だけではなく、再建型をも含んでいることからしても、個人民事再生にない要件を付しただけでなく、さらに破産法の実務よりも厳しく運用するのではあまりにも不均衡です。私的整理ガイドライン検討チームによる「個人版私的整理ガイドライン利用マニュアル」にも、「本要件の該当性は、ガイドラインによる債務整理を認めることによって震災の影響によって傾いた生活や事業等の債権を認めることが妥当でない場合を排除するという趣旨から判断することが必要になります。」として、「実際的には、単に免責不許可事由に該当しそうな事実があるというだけではなく、それが破産実務上も裁量免責とすることも妥当でないような特別の場合を排除するための要件として解釈することが妥当と思われる」としています。したがって、破産実務で裁量免責が受けられそうな場合については、債権者や運営委員会に主張し、本ガイドラインの適用を求めることになると考えられます。
112	【ガイドラインに基づく債務整理の対象となる債権】 Q ガイドラインに基づく債務整理は、どのような債権でも可能ですか。	A 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更させられることが予定されている債権者をいう。)は、このガイドラインによる債務整理に誠実に協力するとされている。Q&Aによれば、この「対象債権者」は、主として金融機関等の債権者である銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合・政府系金融機関・信用保証協会・農業信用基金協会等及びその他の保証会社・貸金業者(貸金業法第43条によって貸金業者とみなされる、みなし貸金業者も含まれます)・リース会社並びにクレジット会社のほか、既存の債権者から債権の譲渡を受けた債権回収会社(サービサー)なども含みます。また、『このガイドラインに定める場合』及び『その他相当と認められるとき』は、金融機関等以外の債権者も含みます。なお、『このガイドラインに定める場合』とは、債務整理の申出の時点において保有する自由財産を除く全ての資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案を作成する場合を指します。また、『その他相当と認められるとき』とは、債権額等により対象債権者に含めることが妥当である場合等が考えられ、そうした場合、例えば、住宅貸付を行う共済組合や、取引債権者等も含まれます(但し、これらに限られません)。
113	【ガイドライン：債務整理の開始】 Q ガイドラインによる債務整理は、どのように開始するのですか。	A 債務者が、すべての対象債権者に対し、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出ることにより始めます。そして、債務者は、この申出後、直ちに、すべての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類を提出します。この申出と必要書類の提出は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができます。債務整理の申出に必要な書類は、①住民票の写し(ただし、本籍地の記載があるもの)、②陳述書及び添付資料(給与明細書・源泉徴収票・課税証明書等の写し等)、③財産目録及び添付資料(預貯金通帳・証書の写し等)、④債権者一覧表、⑤家計収支表(直近2カ月)、⑥事業収支実績表(直近6カ月、事業者の場合)、⑦罹災証明書、被災証明書等です。②陳述書には、所定の書式によって、債務者が、その職業・収入の状況や、債務整理の申出をするに至った事情(債務の返済ができない理由について、震災に伴う被災の状況等の説明)のほか、「対象となり得る債務者」に係る要件への適合性に関する事項(期限の利益喪失事由に該当する行為の有無等)などを記載します。
114	【ガイドライン：債権者一覧表】 Q ガイドライン申立にあたり、津波により書類等が流されて債権者や債権額が把握できなかったり、債権者の協力が得られずに債権調査に時間を要する等の理由で、申立に必要な債権者一覧表が正確に記載できない場合は、どのようにすればよいですか。	A 債権調査にあたっては、できる限り債権者名、債権額についての正確な情報を提出することが望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、正確を期すあまり債権調査に時間を要すると、申立者の資産状況、債務の把握状況によっては、申立者の意に反して延滞が発生し、信用情報機関等にその旨登録される不利益が発生する可能性もあります。一方で、速やかに申立てを行うことは債権者側の利益にもつながりますから、申立てはある程度速やかに行うべきです。そこで、十分な調査を行っても申立段階で完全な情報を記載することはできない場合には、概算額や見込額、他の情報から債務を負っている見込みのある債権者名を記載して申立を行うこととし、申立後、正確な情報が判明次第、適宜訂正し、また、新たに債権者が確認できた場合には、訂正後の債権者に対して速やかに通知することにより、事後的に要件を満たせば足りると考えます。
115	【ガイドライン：公正な価額】 Q ガイドライン第7項(2)①ハの「公正な価額」の金額の判断に際して、たとえば津波による塩の害を受けた土地や、原子力損害により当分戻れない場所にある不動産等の「公正な価額」はどのように判断すべきですか。	A 「公正な価額」は、債務整理の申出時に、財産を処分するものとして評価され、法的倒産手続における処分価額と同等とされます(「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q&A参照)。したがって、震災の影響(原発事故の影響も含む。)により、処分価額自体に客観的に評価しうる減価が発生している場合には、「公正な価額」とは、震災前ではなく、現在の減価後の価額として評価することになります(具体的な減価の算定については、Q⑩の2-26を参照)。なお、震災・原発事故に関連して、例えば、東京電力から補償金を受領するような場合には、補償金も弁済原資に含まれることになります。不動産等に対する補償基準・補償時期にはまだ不明な点が多いため、早急に弁済の原資に充てることは実際には困難であると思われます。このため、主要な財産84が被害を受けており、かつ、補償対象であるような場合には、債権者との間で補償金の取扱いについて事前調整を行うことが望ましいでしょう。
116	【ガイドライン：債務整理の進行】 Q ガイドラインによる債務整理の申出をした後、手続きはどのように進みますか。	A 債務者は、原則として申出から3カ月以内(ガイドライン第7項(2)②に定めるいわゆる事業再建型の場合は申出から4カ月以内)に、弁済計画案を作成の上、すべての対象債権者にこれを提出します。また、債務者は、ガイドラインの手続きを利害関係のない中立かつ公正な立場からの確かつ円滑に実施するための第三者機関である個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書を、弁済計画案の提出と同日に、すべての対象債権者に提出します。債務者は、上記の弁済計画案と報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができます。債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、すべての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換を同日中に行います。対象債権者は、この説明等がなされた日から1カ月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明します。対象債権者のすべてが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は以後、その弁済計画に従って支払い等を行うこととなります。

117	【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】 Q 弁済計画案には、原則として、どのような事項を記載するべきですか。	A ガイドラインでは、①債務の弁済ができなくなった理由（東日本大震災による影響の内容を含む。）、②財産の状況（財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）、③債務弁済計画（原則5年以内）、④資産の換価・処分の方針、⑤対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容を、原則として弁済計画案に記載しなければならないとしています（ガイドライン第7項2)①イ、同②イ本文参照。）。弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければなりません。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限り85ではありません。また、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければなりません。将来において継続的にも反復しても収入を得る見込みがない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務整理の申出をした時点において保有する全ての資産（破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）、同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産、ガイドライン運営委員会が自由財産として取扱う財産（Q④-44）を除く。）を処分・換価について（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その他の債務について免除を受ける内容とするものとするのが求められています（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限り。）。なお、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられません。
118	【ガイドライン：弁済計画案の内容・個人事業主の場合】 Q 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主の場合、弁済計画案にはどのようなことを記載しなければならないですか。	A ④-53で述べた内容に加え、①事業見直し（売上・原価・経費）、②収支計画、③東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を別途に黒字に転換することを内容としなければなりません。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げません。また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがある86など、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容としなければなりません。
119	【ガイドライン：弁済計画案の内容・債務の減免を要請する場合】 Q ガイドラインに基づく債務整理で、対象債権者に債務の減免を求める場合、どのような弁済計画案にするべきですか。	A ガイドラインでは、①弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること、②弁済計画に従った弁済期間中、このガイドラインを利用できる債務者たる要件のいずれかを充足しないことが判明した場合（ガイドライン第3項参照。ただし第3項（4）と（5）の要件は欠けても良いとされています。）または、①の誓約に反する事実が判明した場合は、債権者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること、を弁済計画案の内容にすることを求めています。
120	【ガイドライン：弁済計画案の内容・保証債務がある場合】 Q 保証債務がある場合、弁済計画案の作成にあたって注意することはありますか。	A 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、①保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い、②保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮し、保証人の生活実態等の事情を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととされています。そして、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとされています。
	保険	
121	【生命保険】 Q 地震、津波（以下地震等）による死亡、傷害で生命保険金・給付金（入院給付金・手術給付金を含む）が支給されますか。	A 今回の地震等で死亡、傷害を受けた場合、契約に基づいた金額の生命保険金や給付金が支払われます。地震等による死亡に対しては、生命保険契約に基づき死亡保険金が支払われます。また、生命保険契約に災害関係特約が付加されている場合、災害による死亡、傷害に対して、災害関係特約に基づき災害関係保険金や災害関係給付金が支払われます。生命保険契約の災害関係特約の約款には、一般的に地震等の自然災害による死亡、傷害の際に免責される場合があると規定されています。しかし、すべての生命保険会社は、今回の震災における災害関係保険金・給付金の支払いに關し、地震等による免責条項を適用することなく、支払い事由に該当するすべての保険金等を確実に支払う、と表明しています。従って、今回の地震等で死亡、傷害を受けた被災者、いし遺族は、生命保険契約に基づいた保険金・給付金の支払いを受けることが可能です。さらに、今回の地震等に対応した簡易迅速な支払処理として、保険会社に申し出ることにより、必要書類が足りなくても支払いを受けられる場合があります。生命保険会社の対応の概要については、下記ホームページ http://www.seiho.or.jp/data/news/h22/20110315-1.html また、具体的な請求手続等の詳細は、加入する生命保険会社に直接お問い合わせください。なお、自分が加入している生命保険会社がかかからなくなったときは、「災害地域生保契約照会センター」（フリーダイヤル0120-001731。受付時間9時ないし17時。土・日曜・祝日を除く）に確認すれば、生命保険協会加盟会社に連絡をして契約の有無の調査をしてくれます。
122	【生命保険：災害関係保険金・災害関係給付金】 Q 生命保険における災害関係保険金・災害関係給付金とは何ですか。	A 主契約の保険金のほかに、災害による死亡、傷害について別途特約で支給される保険金や給付金のことです。災害入院特約や災害割増特約による保険金や給付金は、不慮の事故による入院や死亡の際に主契約の保険金のほかに支払われます。地震や津波といった災害で入院した際に入院給付金が、また死亡した際に主契約に上乗せした金額の死亡保険金が支払われます。いずれも主契約でなく特約に基づきます。
123	【生命保険：みなし入院等の特別取扱】 Q 地震等で入院が必要な怪我をしましたが、病院が満杯ですぐに入院することができず、数日たつてからようやく入院して治療を受けることができました。この場合、生命保険の入院給付金はいつから入院したものと支給されますか。	A 生保協会のガイドラインを受けて、多くの生命保険会社が、このような場合、契約者からの申し出があれば、怪我をした日から入院を開始したものととして入院給付金を支払うことを表明しています。また、多くの生命保険会社が、病院が満床である等の理由により、退院が早まった、病院ではなく臨時施設等で治療を受けたり自宅療養する等した場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等を提出することで、この期間も入院したものととして入院給付金を支払うことを表明しています。具体的手続等詳しくは、加入する生命保険会社にお問い合わせください。
124	【生命保険：保険料の免責・猶予】 Q 地震等に関して、生命保険の保険料支払いの免責、猶予制度がありますか。	A 今回の震災について、平成23年4月27日現在、全生命保険会社は、災害救助法適用地域の契約者について、申出を受けて保険料の払込みを猶予する期間を延長（最長9カ月間）すると表明しています。社団法人生命保険協会ホームページ http://www.seiho.or.jp/data/news/h23/20110427.html 災害救助法の適用地域は、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都の各指定された市町村です（平成23年3月24日現在）。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認して下さい。 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000142iy-img/2r985200000167hm.pdf 保険料払込猶予期間の延長を希望する被災者は、生命保険会社に対し申出をする必要があります。自分が加入している生命保険会社がかかからなくなったときは、「災害地域生保契約照会センター」（フリーダイヤル0120-001731。受付時間9時ないし17時。土・日曜・祝日を除く）に確認すれば、生命保険協会加盟会社に連絡をして契約の有無の調査をしてくれます。また、生命保険には、主契約で責任開始以後に、被保険者が不慮の事故で重大な身体障害の状態に該当した場合それ以降の保険料を免除する「保険料払込免除制度」があります。さらに、特約で生命保険料払込免除特約が付されるものもあります。三大疾病、障害状態、要介護状態になった場合、保険料払込が免除されるとするものが多いようです。これら保険料払込免除の適用を受けるには、診断書等が必要になります。

125	<p>【生命保険：受取人死亡時の取扱い】 Q 生命保険金の受取人が地震等で死亡したときは保険金は誰が取得しますか。地震等で被保険者が死亡したときは、保険金は誰が取得しますか。地震等で受取人と受取人の法定相続人が同時に死亡したときは保険金は誰が取得しますか。</p>	<p>A 生命保険金は、被保険者が死亡したとき、生命保険契約締結時に契約者が指定した「受取人」に支払いがなされます。被保険者が死亡する前に、「受取人」が死亡すれば、保険契約者は新たな受取人を指定することができます。設問の「前段」の場合、契約者は地震等で死亡した受取人にかえて、別の人を新たな受取人として指定することができます。設問の「中段」の受取人が被保険者より先に死亡したときですが、受取人が死亡したのに保険契約者が新たな受取人を指定しない間に、被保険者が死亡したときは、受取人と指定された者の相続人全員が保険金を受け取ります（保険法46条）。同条は、「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる」と規定しているからです。但し、保険法46条は任意規定と解されるので、加入する保険で受取人の死亡の際の定めがされなければ、それに従うことになります。保険会社によっては、受取人に違いがあるようですので約款の確認が必要です。受取人の相続人が複数の場合、受け取る割合は相続分によるか平等割合によるかについて、最判平5・9・7民集477・7・4740は、改正前商法676条2項（現在削除）の解釈で平等割合によるべきとしています。但しこれも約款によって別の定めがされる可能性がありますので、保険約款での確認が必要となります。例えば、日本生命がホームページで公開している約款では（第1条）、法定相続割合としています。設問の「後段」の受取人と受取人の法定相続人が同時に死亡したときについては、死亡した受取人の法定相続人は受取人にならないと解されることに注意が必要です。最判平21・6・2裁時1484・1は、保険契約者兼被保険者（事案では夫）と受取人（事案では妻）が、同時に死亡したときは、改正前商法676条2項の規定を類推適用すべきであるところ、法定相続人は民法の規定によって確定されるべきものであって、指定受取人の死亡時点で生存していなかった者（夫）は、法定相続人になる余地はないとしています（民法882条）。その結果、保険契約者兼被保険者（夫）は受取人の権利を取得する余地がなく、夫の相続人（事案では夫の弟）も権利を取得せず、受取人の生存している相続人（事案では妻の兄）のみが権利を取得するものとされています。この裁判例は改正前商法676条2項に関するものですが、保険法46条でも同様の結論になることが予想されます。（注）改正前商法676条2項（現在削除。要旨）保険契約者が保険金受取人を指定する権利を行使しないで死亡したときは、指定保険金受取人の相続人が保険受取人となる。（注）上記最判平成5・9・7は、上記改正前商法676条2項について、保険金額を受け取るべき者の相続人は、「保険契約者によって指定された者として指定された者の法定相続人又はその順位の法定相続人であって被保険者の死亡時に生存する者」と判示しています。</p>
126	<p>【火災保険】 Q 地震等による家の火災、損傷で火災保険が支払われますか。</p>	<p>A 地震等によって建物が焼失、損傷した場合、通常の火災保険では免責となり、保険金は支払われません。但し、地震や津波を原因とする火災により家屋が「半焼」または家財道具が「全焼」した場合には、保険金額の5%（1事故1敷地300万円限度）が「地震火災費用保険金」として支払われます。この地震火災費用保険金の対象は、火災以外の建物の倒壊等を含みません。火災保険は、①地震、噴火、津波による損害、②地震、噴火、津波による火災の延焼又は損害の拡大、③発生原因を問わず地震、噴火、津波による延焼又は損害の拡大、について免責とされています。神戸震災の後に地震免責の有効性、火災の原因の立証責任、契約時の説明義務違反等を争点とする多数の裁判がありました。多数の裁判例で、地震免責は有効とされ、火災の原因の立証責任は保険会社が負うとされ、契約時の説明義務違反による慰謝料請求権の発生が否定されています（神戸地判平14・9・3等。最判平成15・12・9民集57・11・1887等は地震免責について説明義務違反による慰謝料請求権否定）。このように地震等で火災保険は支払われませんが、地震火災費用保険金が支払われますので、保険約款をご確認ください。なお、損害保険（地震保険、火災保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険等）に関する相談窓口については、社団法人日本損害保険協会のホームページにてご確認ください。↓ http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/</p>
127	<p>【地震保険の保険金】 Q 地震保険で支払われる保険金の内容について教えてください。</p>	<p>A 地震保険とは、火災保険に地震保険が付保されていれば、地震、噴火（またはこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（建物又は家財）の一部以上の損害を被った場合に保険金が支払われるものです。保険の対象は、居住用住宅と家財に限られています。居住用住宅は、住居のみに使用される建物と併用住宅が対象で、工場・事務所専用建物または住居として使用されない建物は対象となりません。また家財のうち、貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董等で1個30万円を超えるもの、自動車等は除外されます。地震保険は、建物（門、塀、垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます）に最高5000万円、家財道具に最高1000万円まで、かつ、契約額は火災保険の付保金額の30%ないし50%内で付保することができます。例えば、建物に6000万円の火災保険が付保されている場合、1800万円ないし3000万円の範囲で、かつ上限が5000万円ですから、3000万円まで地震保険が付けられることになります。但し、保険会社によっては、地震危険等上乗せ補償特約として、地震保険の保険金と同額が上乗せして支払われる特約を付けている場合があるため、約款と契約内容の確認が必要です。支払われる保険金の金額は、全損が建物の地震保険金額の100%（但し時価額限度）、半損が建物の同じく50%（但し時価額の50%が限度）、一部損が建物の5%（但し時価額の5%が限度）です。全損とは、建物の主要構造部の損害の額が、建物時価の50%以上になった場合、または消失流失した部分の床面積がその建物の延焼面積の70%以上になった場合です。半損とは、建物主要構造部の損害額が、建物時価の20%以上50%未満になった場合、または消失あるいは流失した部分の床面積が、建物の床面積の20%以上70%未満になった場合です。一部損とは、建物の主要構造部の損害が、建物時価の3%以上20%未満になった場合、または全損・半損に至らない建物が床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水になった場合です。地震保険で支払われる保険金については、日本損害保険協会のホームページから「地震保険で支払われる保険金について」の項をご参照ください。↓ http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/hokenkin.html など、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後起こった損害は、地震保険の対象とならないとされることがあります。地震保険についての詳細は、加入している保険会社にお問い合わせください。地震保険の契約会社が不明な場合は、日本損害保険協会地震保険契約者社照会センターのフリーダイヤル0120-501331（9：00～17：00。土日・祝日を除く）等をご利用ください。↓ http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/</p>
128	<p>【地震保険と損壊状況の調査】 Q 地震等で家が壊れて入れない状態ですが、地震保険金は支払われますか。</p>	<p>A 地震保険金は、地震によって建物の損壊状況を調査して、全損、半損、一部損の区別に応じて保険金額が支払われますので、原則として、保険会社の調査係による建物の調査が必要となります。いずれにしても保険会社への確認と交渉・協議が必要かと思われます。今回の震災被害の場合には、地域全体が「全損地域」として認定されている場所もあります。「全損地域」は日本損害保険協会のホームページで公表されていますが、「全損地域」に該当するか否かは、加入する保険会社にお問い合わせください。 http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/area.html また、日本損害保険協会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域の住民を対象として、損害状況の自己申告による地震保険金の支払いを行う特別措置を実施しています。計画的避難区域、緊急時避難準備区域の住民にもこの手続が実施される場合があります。詳しくは日本損害保険協136会のHPを http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/consumer.html</p>
129	<p>【地震保険と質権】 Q 地震保険金の支払要件を充たせば、火災保険に住宅ローンを被担保債権とする質権が設定されていても地震保険金を受け取ることができますか。</p>	<p>A 通常の火災保険に質権が設定されていても、地震保険には質権が設定されていないケースも多いようです。地震保険に質権が設定されていなければ地震保険金を受け取ることができます。ただし、地震保険金をローン債権たる金融機関の口座で受け取り、そのお金をローンの返済以外に使用したい場合は、ローン債務につき期限の利益を喪失して金融機関が相殺する前にそのお金を引き出す必要があるようです。保険会社から、地震保険金はローン債権たる金融機関に支払う旨の連絡があった場合は、地震保険金に質権設定がされたか否かを、保険証券コピー等で確認するか、保険会社または金融機関等に十分に確認してください。地震保険にも質権設定された可能性のある住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）のローンの場合には、質権設定の有無を同機関の問い合わせ先に問い合わせる等してください。住宅金融支援機構のホームページ http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/hoken.html#sub4 同機構の特約火災保険・特約地震保険についての問い合わせ先、(株)損害保険ジャパン・特約火災保険部 0120-372-215 また、地震保険に質権が設定されている場合でも、地震保険金を復旧費用に使うことが認められるケースもあるようですので、必要性を訴えて金融機関等と協議してください。なお、住宅金融支援機構のローンについては、今回の震災対応として、金利引下げ、返済期間延長、補修のための新しい融資等の制度が新設されていますので、必要に応じて同機関にご確認ください。</p>

130	【傷害保険】 Q 地震等による傷害で傷害保険が支払われますか。	A 傷害保険は、急激かつ偶然の外来の事故によって傷害を負った場合に保険金（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）が支払われます。補償内容は、各傷害保険によって異なります。傷害保険も他の損害保険と同様に、地震、津波による傷害について免責とされるのが一般的です。従って、地震や津波で傷害を負って治療が必要となっても傷害保険金は支払われません。しかし、例えば「天災危険補償特約」（損保ジャパンの商品名）など地震等による傷害でも補償する特約を付したときは補償対象となりますので、傷害保険の内容の確認が必要です。
131	【自動車保険】（注 以下、自動車保険のQ&Aは、財団法人日弁連交通事故相談センター 東京支部有志作成のQ&Aに基づき、これを同センターご了解のもと要約して掲載しています。詳細な解説は同センターのHPをご覧ください。）財団法人日弁連交通事故相談センター「震災後交通事故相談Q&A」↓ http://www.n-tacc.or.jp:80/shinsai.html Q 地震や津波によって事故が起き、怪我をさせたり、怪我をしたり、自動車 が壊れたりした場合、自動車保険は支払われますか。	A 自動車保険（任意保険）では、地震及びそれによる津波による損害、並びに、これらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故は、免責とされていますので保険金は支払われません。具体的な事故が地震や津波「に因る」事故かどうかの判断はQ⑦-12を参照してください。保険会社によっては、搭乗者保険などの定額型傷害保険の一部や、車両保険について、地震や津波による損害も保険金支払いの対象とする特約を付けられることがあります。契約数はごく少数のようです。
132	【自動車保険の免責の範囲】 Q 地震や津波の後に発生した事故については、自動車保険はどこまで免責となるのでしょうか？	A Q⑦-11で回答したとおり、事故が地震・津波に「因る」事故、これらに「随伴して」生じた事故、又はこれらに「伴う秩序の混乱に基づいて」生じた事故かどうかの問題になります。例えば、地震のため自動車の運転操作が不可能になって発生した事故や、停止中の車両が地震によって倒壊した建物の下敷きになった事故、津波に巻き込まれた事故、津波から逃げる途中での衝突事故などは、地震・津波に「因る」、あるいは地震・津波に「随伴した」事故と考えられます。これに対して、例えば、地震後、相当程度時間が経過してからの、運転者の不注意を主な原因とする事故、例えば道路上の「がれき」を見落としたためにハンドルをとられて発生した事故のような場合には、もはや地震に「因る」事故とも地震に「随伴する」事故とも言い難いと考えられます。ただし、地震・津波に「随伴する」事故が否かの判断は、事故が発生した現場毎に、地震からの経過時間や事故の原因・状況等により、同種の事故でも判断が異なる可能性があります。このように、大震災後の自動車事故には、免責の問題について個別の検討が必要となる微妙なものも多いためと考えられます。事故状況や発生日時、その当時の事故現場周辺の秩序の回復状況などについても、確認しておく必要があるでしょう。
133	【全損後の自動車保険料の支払義務】 Q 自動車 が地震・津波、原発の避難指示で、全損あるいは使用不能になってしまいました。任意保険の自動車保険料を分割で支払っていたのですが、その後も支払わなくてはなりませんか。	A 自動車 が全損になっても、自動車保険は自動的に失効したり、解約とはなりません（これに対し火災保険の場合には建物が増減すると火災保険契約は失効します。）。したがって、契約を解約しなければ、分割払いの保険料を支払わなくてはならないのが原則です。今回の災害においては、特別措置として、災害救助法の適用区域にお住まいの方には、保険料の支払いを平成23年9月末まで猶予することが認められていたましたが、この取扱いは同月末をもって終了していますので（日本損害保険協会HP参照）、分割払いの保険料を支払わない場合には、損害保険会社の側から保険契約が解除される場合があると思われます。また、震災の日によって保険契約を解約することが認められていますので、その場合はすでに支払った（引き落とされた）保険料については、未経過期間に対する保険料が返還されることになるでしょう。
134	【自動車保険：他人の自動車を借りて運転する場合】 Q 自動車 が地震・津波、原発の避難指示で、全損あるいは使用不能になってしまいました。このため、親戚（友人）からしばらくの間車を借りて運転する場合に、自動車保険で気をつけることはありますか。	A まず、借りている車の自動車保険（自賠責保険、任意保険）を確認する必要があります。年齢条件や家族限定等により他人が運転中の事故の場合には保険金支払対象外となっている場合があります。そのような場合には、自分の車の自動車保険に自動付帯している他車運転危険担保特約を使うことが考えられますが、一時的に借りている時ならばともかく、しばらく借りている場合には、「常用自動車」（常用している自動車）となり、他車運転危険担保特約の対象外となる可能性が高いです。しばらく借りることが明らかであれば、その車を譲り受けてしまい、車両入替手続きをすることも検討する余地があります。また、借りている車の保険の年齢条件を変更したり家族限定をはずして他人が運転している時の事故でも保険金が支払われるように契約内容を変えることも可能です。
第8 行政		
135	【災害救助法】 Q 災害救助法とは何ですか。	A 1 災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする法律です。2 救助の内容としては、①収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与、②炊出その他による食品の給与及び飲料水の供給、③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災者の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬、⑩前各号に規定するもののほか、政令で定めるものなどが定められています。このように、災害救助法は、災害直後の応急的な救助を定めた法律であり、避難所、応急仮設住宅、食料・被服等の供給等は、この法律に基づいて行われています。3 救助は、厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なわれます。4 災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行うものとされています。
136	【応急仮設住宅】 Q 応急仮設住宅とは何ですか。	A 応急仮設住宅とは、災害救助法に基づき、被災して自らの資力で住居を確保できない方に対し、プレハブ住宅を建築し、あるいは民間賃貸住宅を借り上げて、提供される住宅です。また、東日本大震災においては、被災者が民間賃貸をした場合にも、応急仮設住宅扱いとされている場合があります。入居期限については、建築基準法により建築後最長2年3月の存続が認められていたところ、特定行政庁の許可を受けることでさらに1年ごとの存続期間の延長を可能とする措置を行うものとされました。
137	【応急仮設住宅入居後の食料等の供給】 Q 応急仮設住宅に入居した後も、避難所と同様に食料等の供給を受けることができますか。	A 応急仮設住宅に入居した後についてまで食料等の供給を行うことは通常されていないようですが、柔軟な取扱いが行われるべきものと考えます。
138	【住宅の応急修理】 Q 災害救助法により住宅の応急修理を受けることができるそうですが、どのような制度ですか。	A 災害により住宅が損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理する制度です。限度額は1世帯あたり52万円です。大規模半壊または半壊の被害を受けた方が対象です。全壊の場合には、修理により居住が可能となる場合にのみ実施されます。半壊の場合には、所得制限があります。また、応急仮設住宅等を利用していない方が対象となります。応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。
139	【罹災証明書とは】 Q 罹災証明書とは何ですか。罹災証明を受けると、何に活用できるのですか。	A 罹災証明書とは、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋等の被害程度について証明するものです。罹災証明書は、市町村に対し申請し、その後市町村が調査を行って発行されます。家屋の被害について、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、の4段階で認定がなされます。その認定は、被災者生活再建支援法の支援金の支給や、義援金の分配の際に、支給の有無や金額を決める基準にもなりますので、被災者に与える影響は非常に大きいものがあります。判定に不服がある場合には、市町村に再調査を申請することとなります。
140	【罹災証明書と応急危険度判定】 Q 罹災証明書と応急危険度判定とは違うのですか。	A 違います。応急危険度判定は、余震等により二次被害が発生しないように、被災した建築物が応急的な安全性を有しているかどうかを判定するものです。応急危険度判定士により調査が行われると、判定ステッカーが貼られます。判定ステッカーには、危険（赤紙）、要注意（黄紙）、調査済み（緑紙）の3種類があり、これによって、応急危険度が表示されます。応急危険度判定は、罹災証明書の被害認定とは目的が異なりますので、判定結果が必ずしもリンクするわけではありません。
141	【被災証明書との違い】 Q 罹災証明書と被災証明書とは違うのですか。	A 違います。自治体によって取扱いや書式が異なるようですが、罹災証明書が主に住家の被害程度を証明するのに対し、被災証明書は、住家に限らず、被災した事実を証明するものとされているようです。例えば、被災証明書の証明対象としては、土地、塀・門扉など付帯物、備品・家具財材、車、店舗、工場等が挙げられていることもあります。詳細は、各自治体にお尋ねください。

142	【被害認定の基準】 Q 罹災証明の被害認定には、どのようなものがありますか。	A 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4段階により認定されます。具体的な認定基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月改定)等に詳しいですが、これによるとそれぞれの認定基準は次のとおりとされています。全壊:住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。大規模半壊:居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。半壊:住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。そのほか、内閣府HP http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html をご参照ください。
143	【被害認定の判断基準】 Q 被害認定がなされる際は、どのような基準で判断されるのですか。特に、津波で被害を受けた場合はどうなるのでしょうか。	A 1 内閣府のHP (http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html) に、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月改定)」などの各種の基準が掲載されています。同指針は、住家の各部位ごとに、詳細な判定基準を定めています。2 また、東日本大震災の発生直後に、内閣府は、迅速に被害認定を行うために、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」(http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/h23jishin.pdf) を策定しています。詳細は原典をご確認いただく必要がありますが、以下にその概要を紹介します。(1) 津波被害についてアまず第1次調査として次のように判定されます。① まずは航空写真または衛星写真を活用して、対象住戸が津波により流失したかを確認する。② 流失した住家は全壊と判定する。③ 流失しなかった住家について、概観の目視調査だけで、被害の程度を判定する。その際、概ね1階天井まで浸水すれば全壊、床上浸水概ね1mで大規模半壊、床上浸水で半壊、床下浸水で一部損壊とする。以上の第1次調査に納得がいけない被災者には、第2次調査として、外観目視調査及び内部立入調査がなされます。その場合は、上記第1次調査のような、津波被害の簡易迅速な調査方法による、通常の水害の被害認定の方法によります。(2) 地震による被害判定ア第1次調査は、簡素化された「住家被害認定調査損害割合イメージ図」に基づき、屋根、壁、基礎の外観目視調査を行い、損害割合を算定して被害の程度を判定します。イ第1次調査に納得がいけない被災者には、第2次調査として、外観目視調査及び内部立入調査がなされます。その場合は、第1次調査と異なり通常の被害認定方法によります。
144	【液状化と被害認定】 Q 壁や屋根が破損したわけではありませんが、液状化により建物が傾いてしまいました。罹災証明の発行をしてもらえないのですか。	A 現状では、地震、津波により建物が損壊していない以上は、「全壊」等の被害認定はなされず、罹災証明の発行はされていないようですが、今後の動向が注目されます。なお、被災証明書については発行されているようです。
145	【被災者生活再建支援法とは】 Q 被災者生活再建支援法とは何ですか？	A 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が支給する被災者生活再建支援金によって定めた法律です。なお適用対象となる自然災害については、被災者生活再建支援法第2条1項2号、同施行令第1条により定められています。また、「災害甲助金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」、「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案」が平成23年8月23日に成立し、同月30日に施行されています。これは、被災者生活債権支援金、災害甲助金、災害障害見舞金、義援金について、支給を受ける権利及び支給を受けた現金を、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることを禁止するものです。参考:被災者生活再建支援法 http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/090319hou.pdf 被災者生活再建支援法施行令 http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/071210sei.pdf 被災者生活再建支援法施行規則 http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/071210kisoku.pdf 災害甲助金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S48/S48H0082.html
146	【被災者生活再建支援法の支援金】 Q 被災者生活再建支援法に基づく支援金の内容と支給対象の概略について教えてください。	A 1 支援金は、被災世帯の世帯主に対し、支給されます。2 支援金が支給される被災世帯とは、次のいずれかに該当するものをいいます。① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ③ 火砕流等で、危険な状況が継続する等により、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯 ④ 大規模半壊した世帯(住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯) これらの認定には、罹災証明書の住戸被害判定が用いられます。3 支給額は、次の2つの支援金の合計額になります(世帯人数が一人のときは、各該世帯の金額が3/4になります)。① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 全壊等 100万円 大規模半壊 50万円 ② 住宅の再建方法等に応じて支給する支援金(加算支援金) 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅を除く) 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円 4 その他、被災者生活再建支援法については以下を参照してください。内閣府HP「被災者生活再建支援法の概要」 http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/080818gaiyou.pdf 被災者生活再建支援法Q&A(平成20年4月改正) http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/hisaihashaikatsusaiken_QandA.pdf 被災者生活再建支援法人都道府県会館「被災者生活再建支援制度 事務の手引き」(平成22年9月改訂) http://homepage3.nifty.com/kobekoubora/hisaiyaseikatsusaikenseiseido.html
147	【支援金の対象者】 Q 賃借人の居宅が被災した場合も、支援金の支給を受けることができますか。また、所有する空き家や、店舗として使用している建物が被災した場合はどうですか。	A 支援金は住宅について被災した世帯に支給され、建物の所有権を持っているかどうかは関係ありませんので、賃借人であっても支援金の支給を受けることができます。逆に、所有者であっても、居住していない以上は、支援金の支給を受けることはできません。そのため、空き家が被災した場合や、店舗が被災した場合には、支援金の支給を受けることはできません。
148	【支援金と世帯数の認定】 Q 1棟の家に、家族が2世帯暮らしていました。生活再建支援法の支援金は、2世帯分支払われるのでしょうか。また、2世帯と認められるためには、どのような資料が必要でしょうか。	A 支援金は、世帯単位で支給されます。世帯とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいう」とされています。したがって、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていない場合は、それぞれを世帯として取り扱われます。その認定方法としては、まず住民票が同一かどうかで判断されます。住民票で同一世帯となっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、住宅の構造上も別世帯であると考えられますので、電気、水道等の支払料金の明細等も認定を受けるための資料となります。なお、被災により支払料金の明細等が残っていない場合は、電気、水道等の事業者に再発行等を求めるなどして資料収集に努めるべきとされます。ただ、住民票や電気、水道等の契約者という形式には表面的には当たらない場合でも、実質的には世帯主と判断すべき事案が、現場から報告され始めています。今後、実質的に判断する事案が増えてくると期待されます。
149	【世帯主以外の申請】 Q 世帯のうち、世帯主以外の者は、支援金の支給を受けることはできませんか。また、世帯主が誰かはどうやって認定されるのですか。	A 1 世帯主が支援金の支給を受けることとなりますので、他の世帯構成員は支給を受けることができません。2 世帯主は、主として当該世帯の生計を維持している者をいいます。世帯主は、住民票で判断することが原則です。同一家屋に数世帯が同居しているが、電気、水道等の契約が別になっている場合は、その契約者が世帯主と判断される可能性が高くなります。3 ただ、この形式基準には表面的には当たらない場合でも、実質的には世帯主と判断すべき事案が、現場から報告され始めています。今後、実質的に判断する事案が増えてくると期待されます。
150	【賃貸による加算支援金】 Q 居住していた住宅が全壊したので、友人所有の空き家を借りて住むことになりましたが、加算支援金50万円の支給を受けることができますか。また、ホテル住まいをしている場合は、どうでしょうか。	A 賃料が発生していなければ加算支援金の支給はありません。また、ホテル住まいは、恒久的な住まいの再建につながるものではないので、加算支援金の支給はありません。

151	【支援金の申請方法】 Q 支援金は、どこで申請すればよいのですか。被災して、遠方に避難している場合、避難先の市町村で申請を行うことができますか。	A 支援金の申請の窓口は、市町村になります。具体的にどの部署が窓口になるかは各市町村によって異なりますので、予め確認してから申請してください。また、遠方に避難した場合であっても、少なくとも現在は、被災した市町村で申請する取扱いになっているようです。
152	【災害弔慰金等】 Q 災害弔慰金の支給等に関する法律について教えてください。	A 1 災害弔慰金の支給等に関する法律は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害 援護資金について規定しています。2 (1) 災害弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に対して支給されます。生計維持者が死亡した場合に最高 5 0 0 万円、その他の者が死亡した場合に最高 2 5 0 万円が支給されます。支給は、市町村が条例に基づいて行うこととなります。(2) 支給対象となる遺族の範囲については、従来の災害弔慰金の支給等に関する法律では、①死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母とされており、兄弟姉妹は含まれておりませんでした。そのため、条例において、兄弟姉妹をも支給対象に含むとされていない限りは、先順位の支給対象者が存在しない場合においても、兄弟姉妹は支給を受けることができませんでした。しかし、平成 2 3 年 7 月 2 5 日、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族に、同居又は同一生計の兄弟姉妹が含まれることになりました(但し、上記①～⑤の遺族がいらない場合に 限られます)。この遺族の範囲の拡大に関する改正は、本年 3 月 1 日以降の災害に遡及適用され、東日本大震災の遺族・被災者にも適用されます。(3) また、支給の順位については、それぞれの条例を確認する必要があります。(4) 上記のように、災害弔慰金は、「災害により死亡した者」に支給されます。地震により直接に亡くなった方がこれに該当することは明白ですが、それだけではなく、避難等により体調を崩して亡くなった方についても、死亡と災害との因果関係が認められれば、震災関連死として災害弔慰金の支給 対象になります。避難先での生活環境の改善が急務であるとともに、震災関連死の認定が 早期に適切になされることとされます。3 災害障害見舞金は、災害により精神又は身体に著しい障害(両眼失明、要 常時介護、両上肢及び関節以上切断等)を受けた方に支給され、最高 2 5 0 万円とされています。4 災害援護資金は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けがなされるもので、最高 3 5 0 万円です。貸付額の上限は、被災状況により異なります。また、所得制限もあります。なお、災害援護資金の貸し付けについては、平成 2 3 年 5 月 2 日に公布、同日施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 2 3 年法律第 4 0 号)」の第 1 0 3 条により特例が定められ、償還期間と据置期間が 3 年間延長されるとともに、据置期間経過後の利率が引き下げられ(従前は年 3 %だったのが、保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年 1. 5 %)、また、償還免除の拡大をすることとされています。5 なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」、「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案」が平成 2 3 年 8 月 2 3 日に成立し、同月 3 0 日に施行されています。これは、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活債権支援金、義援金について、支給を受ける権利及び支給を受けた現金を、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることを禁止するものです。6 参考：災害弔慰金の支給等に関する法律 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S48/S48HO082.html 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/177/pdf/t05177_0201770.pdf 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/177/pdf/t07177_0191770.pdf 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/177/pdf/t07177_0201770.pdf 内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」 http://www.bousai.go.jp/fukkoku/kakusyuseido.pdf 厚生労働省 HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaiyujo4.html 法務省 HP 「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」の施行等について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00104.html
153	【許認可の期限 権利保全特別措置法】 Q 事業場の許認可の期限延長について教えてください。	A 東日本大震災による災害は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を 図るための特別措置に関する法律(権利保全特別措置法)に基づく「特定非常災害」に指定されました。これにより、一定の地域の方々を対象に、運転 免許のような許認可等について有効期間が一定程度延長されるなどの措置が 講じられています。具体的には、一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等(平成 2 3 年 3 月 1 日以後に満了するもの)について、存続期間(有効期間) が最長で平成 2 3 年 8 月 3 1 日まで延長されます。また、法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった 場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた 場合には、平成 2 3 年 6 月 3 0 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。さらに、同年 7 月 1 日以降であっても、一定期間、義務が 猶予されているものもあります。それぞれの許認可、義務によって、取扱いが異なりますので、対象となる 許認可、対象地域や期間等の具体的内容を、総務省 HP をご参照ください。総務省 HP http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000064.html
154	【生活保護に関する通達等】 Q 震災により収入の途が途絶えたので、生活保護を申請する場合、どのような通達等が定められていますか。	A 厚生労働省は、被災者の生活保護の取扱いについて、以下の指針を定めています。① 平成 2 3 年 3 月 1 7 日「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の 153 取扱いについて」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015bto.pdf ② 同月 2 9 日「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて(その 2)」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016tyb-img/2r9852000001761s.pdf ③ 「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その 3)」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-img/2r9852000001be5y.pdf
155	【資産の認定】 Q 居住地に不動産等の資産を残して避難した場合、生活保護を受けることができますか。	A Q⑧-22の①の通達平成 2 3 年 3 月 1 7 日「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015bto.pdf) は、本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、被災者の特別な事情に配慮し、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発第 1 2 3 号厚生事務次官通知) 第 3 の 3 に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととしていますので、居住地に資産があっても処分が困難であることを説明 すれば、生活保護を受けることは可能と考えられます。154 ただし、同通達は、直ちに処分することが困難であっても、一定期限の 到来により処分可能となるときその後日の調査で資力が判明したときは、費用返還義務を明らかにした上で保護を開始するとしており、後日費用返還 義務を負うことがありえます。
156	【義援金等の受領と生活保護】 Q 第 1 次義援金、災害弔慰金、保証金、見舞金等(以下「義援金等」といいます)を受領した場合、生活保護の収入認定においてどのように考慮されますか。	A (1) Q⑧-22の③の通達「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その 3)」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-img/2r9852000001be5y.pdf) によると、次のように定められています。① 義援金等の生活保護制度上の収入認定の取扱いは、「生活保護法による 保護の実施要領について(昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発第 1 2 3 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (3) のオに従い、「当該被災者世帯の自立 更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定する。② 第 1 次義援金のように、震災後、緊急的に配分(支給) される義援金等については、当座の生活基盤の回復に充てられることとされることや、一費目が低額で、かつ世帯員ごとに必要となる費用を個々に自立更生計画に計上することとすると被保護者の負担が大きくなることにかんがみ、費目・金額を積み上げず包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして自立更生計画に計上して差し支えない。使途について確認する必要もない。③ 今後、複数次に渡って配分される義援金等については、自立更生計画を段階的に策定するなど、当該義援金等が被災した被災者世帯の生活債 権に有効に活用されるよう配慮する。④ 自立更生のために充てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものでなくても、実施機関が必要と認められた場合は、預託 することなく、自立更生計画に計上して差し支えない。(2) このように、上記通達では、義援金等を自立更生計画に計上することが柔軟に認められることによって、収入認定から除外する運用を可能として 155 のものと考えられます。しかしながら、自治体の生活保護行政の運用の中には、義援金等を受領したことを理由として、生活保護を打ち切る例があると報道されており、今後の動向が注目されます。

157	<p>【被災者向けの支援制度】 Q 被災者向けの支援制度があれば教えてください。</p>	<p>A 1 内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」というパンフレットに、各融資制度や支援制度が紹介されています。内閣府HP http://www.bousai.go.jp/fukukou/kakusyuseido.pdf 内閣府HPでは、被災者支援制度として、次のもの等が紹介されています。（1）被災後の経済・生活状況の支援 ①世帯主等が死亡したとき災害弔慰金（Q⑧-20ご参照）②負傷や疾病による障害が出たとき災害障害見舞金（Q⑧-20ご参照）③当面の生活資金や生活再建の資金 被災者生活再建支援制度（Q⑧-12乃至19ご参照）災害支援資金（災害弔慰金の支給等に関する法律。Q⑧-20ご参照）生活福祉資金制度による貸付（限度額目安150万円の福祉費、限度額原則10万円の緊急小口資金）母子寡婦福祉資金貸付金厚生年金等担保貸付・労災年金担保貸付等 恩給担保貸付④子どもの養育・就学の支援 教科書等の無償給与（災害救助法）小・中学生の就学援助措置 高等学校授業料減免措置 奨学金制度の緊急採用 児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置⑤税金や保険料等の支払猶予等をしてほしいとき 地方税の特別措置、国税の特別措置、葬祭の実施（災害救助法）、国民健康保険料・健康保険料・介護保険料等の減免・猶予等、放送受信料156の免除、公共料金・使用料等の特別措置、許認可等の存続期間（有効期間）の延長・期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予（Q21ご参照）⑥自力で生活を維持できないとき生活保護⑦離職後の生活を支援してほしいとき 未払賃金立替払制度⑧一時的な離職時の生活を支援してほしいとき 雇用保険の失業等給付（震災で休業を余儀なくされた場合、実際に離職していなくても失業給付が受給できます）⑨法的トラブルの解決方法を知りたいとき 法的トラブル等に関する情報提供、弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度⑩再就職を支援してほしいとき 職業訓練（2）住まいの被害状況に応じた支援 ①独立行政法人住宅金融支援機構の融資 災害復興住宅融資（建設）災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）災害復興住宅融資（補修）住宅金融支援機構融資の返済方法の変更（1～3年の返済金支払の据置き、据置き期間中の金利引き下げ、返済期間延長）宅地防災工事資金融資 地すべり等関連住宅融資②災害支援資金等の貸付 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）母子寡婦福祉基金の住宅資金 災害支援資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）③既設公営住宅の復旧④住宅の応急修理（災害救助法。Q⑧-4ご参照）⑤被災者生活再建支援制度（Q⑧-12乃至19ご参照）⑥公営住宅への入居⑦特定優良賃貸住宅等への入居 2 また、支援制度は、上記内閣府HPで紹介されているものとどまるものではありません。そのほかにも例えば、以下のものがあります。（1）自治体により独自の支援制度（生活資金の貸付等）。157（2）日本赤十字社の義援金 日本赤十字社に寄せられた義援金については、義援金配分割合決定委員会が決定した基準に基づいて、各被災都道府県を通じて、配分されます。第一次配分では、住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円、住宅半壊、半壊は18万円、原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円を基準として、配分がなされました。第二次配分では、被害状況を算出する指標として、第一次配分と同様「死者・行方不明者、全壊・全焼、原発関係避難世帯」を「1」、「半壊・半焼世帯」を「0.5」とされています。被災都道府県の配分委員会が地域の実情に合わせて、具体的に、配分の対象や配分額を決定します。参考：日本赤十字社HP http://www.jrc.or.jp/contribution/l3/Vcms3_00002069.html http://www.jrc.or.jp/oshirase/l3/Vcms3_00002277.html http://www.jrc.or.jp/press/l3/Vcms3_00002311.html 義援金の配分を受けるには、申請をしなればなりません。一次配分について申請を行っている場合は、送金先口座等の変更がない限り二次配分について再度手続きすることは不要である場合もあります。詳細は各市町村にお問い合わせください。（3）生活家電セットの寄贈 海外の赤十字社・赤新月社からの海外救援金を財源として、被災県内に設置される応急仮設住宅および被災県が応急仮設住宅と同様に活用する公営団地、民間賃貸住宅等を対象として、生活家電セットの寄贈もなされています。http://www.jrc.or.jp/oshirase/l3/Vcms3_00002173.html（4）日本赤十字社以外の義援金 また、日本赤十字社経由の義援金とは別に、各自治体等から義援金が配分されることもあります。その有無及額は自治体により異なります。</p>
158	<p>【戸籍の消失】 Q 津波により役場の戸籍がなくなったと聞きましたが、再製できるのですか。</p>	<p>【自動車税・自動車重量税等と登録抹消】 Q 今回の震災による津波で、自動車自体は残っているのですが、海水を被ってしまい、機能的に全損（使用不能）してしまいました。自動車の登録を抹消することで自動車税の課税を免れることは出来ませんか。また、登録を抹消すると自動車税の還付などを受けられると聞きました。どうしたら登録を抹消できますか。</p>
159	<p>【認定死亡、死亡届】 Q 行方不明者に対する認定死亡や死亡届の提出について説明してください。</p>	<p>A 【行方不明者（安否不明を含む）の相続】の項をご覧ください。</p>
	<p>第9 税金・社会保険</p>	
160	<p>【税金に関する法律相談心得一般】 Q 震災による税金関係の法律相談を受けました。相談担当の弁護士として、一般的にどのような点に注意すべきでしょうか。</p>	<p>A 1 弁護士は、税金に関する専門家ではありませんから、税務相談に関して確定的な判断や意見の提供は基本的に避けるべきで、これを誤ると損害賠償請求を受けたり懲戒事由になりうることに注意すべきです。しかし、余りにもこれを意識しては、相談者にとって意味がありません。税務に関する相談を受けたら、先ず、残念ながら弁護士といえども税務の専門家ではないこと、最終的には税理士あるいは管轄の当局（税務署・県税事務所など）に確認すべきことを伝えるべきでしょう。そして、その上で、相談者の立場に立って、どのような点が問題になるのかを一緒に検討し、税の専門家として、どの機関に確認するのが良いのかなどを共に検討し、問題の解決の道標を示すことが肝要と思います。要するに、共に悩み、共に考える姿勢を示すことが大切でしょう。2 税法の概要については、三省堂刊「模範六法」巻末の「税法概要」（平成23年版p3657～3637（逆綴じ））が簡便な資料でしょう。3 税金には、国税庁（＝税務署）管轄の「国税」（所得税・法人税・相続税贈与税・自動車重量税・登録免許税等）と都道府県ないし市区町村が管轄する「地方税」（個人法人の住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・都市計画税等）があり、それぞれ、課税当局の管轄が異なることから、最終的な判断も具体的な事案についてその所轄の機関に確認するべきでしょう。4 税法については、改正が頻繁であり、現実の実務は、通達等の上級機関の見解や指示により運用されている点が、法律実務とは著しく異なります。これら通達等に詳しくない弁護士としては迂闊に確定的判断・意見を示すことには注意したいところです。また、今回の震災により、各機関のホームページにおいて、情報開示が頻繁に且つ詳しく行われています。相談にあたり是非参考とすべきでしょう。・国税庁「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」など http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/ss230419s.pdf</p>

161	<p>【所得税の減免措置】 Q 一般的に所得税（国税）について、災害を受けた場合の減免措置はどのようなものがあるのでしょうか。今回の震災での特例はありますか。</p>	<p>A 一般的な制度として、被災者に対しては、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律」（「災害減免法」）による措置及び「所得税法による雑損控除の制度」があります。1 前者の減免措置は、災害により住宅または家財に甚大な被害を受けた者の被害の年の合計所得額に応じて次の区分に従って所得税が減免されることになっています。（災害減免法2条）（合計所得額が1000万円を超える場合は減免されません。この場合には、2の雑損控除を検討することになります。）合計所得額500万円以下当該所得税の額全部 合計所得額750万円以下当該所得税の額の10分の5合計所得額が750万円を超えるとき当該所得税の額の10分の2.5 給与所得者や公的年金等の受給者については、源泉徴収の猶予や還付の制度があります。（災害減免法3条）また、災害のあった年限りの制度で、繰り越しは出来ません。但し、いずれにしても届け出や申告等が必要です。参考；タックスアンサー#1902 http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1902.htm 2 後者の雑損控除は、所得税法72条に基づき、天災に限定されず、盗難や火災による被害の場合も含む制度です。納税者または生計を一にする一定の親族の所有する資産が災害によって損失を受けたときは、以下の計算式で求められたいずれか多い金額を所得から控除することができます。①差引損失額－総所得金額の10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 * 差引損失額＝損害額＋災害関連支出の金額－保険金等補填される金額 * 損害額：損害を受けたときの資産の時価合計 * 災害関連支出：災害の止んだ日から1年内に支出した損失した資産の除去作業費用や損害拡大を防止するための費用など 対象となる資産には、事業用資産は含まれません。（③-3参照）損害が所得額を超えてしまう場合には、翌年以降3年を限度に損失の繰越しが認められ（所得税法71条）、申告により適用を受けることとなります。給与所得者も確定申告により適用があります。参考；タックスアンサー#1110 http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm 3 両者の関係は、いずれか一方しか適用を受けることが出来ません。（災害減免法2条本文かつご書き参照）4 今回の震災について特例として、①災害減免法による減免措置を平成22年分の所得にも適用する、②雑損控除について、平成22年分の所得にも適用し、繰越可能期間を5年に延長する、（但し、22年分かつ23年分が選択して適用）などの措置がなされました。また、③雑損控除の損失額の合理的計算方法が示されています。</p>
162	<p>【資産損失の必要経費算入・欠損の繰越控除】 Q 個人でアパート経営をしていますが、災害で建物が喪失してしまいました。事業用資産については、所得税申告の際に雑損控除が認められないと聞きましたが、なんらかの手段は無いのでしょうか。今回の震災での特例はありますか。</p>	<p>A 個人事業者の所得税については、事業用資産や高価な貴金属・書画・骨董などの損失については、雑損控除が認められていません。（③-2の第2項参照）しかし、不動産所得を生ずべき事業の用に供される資産の損失については、その年の所得額などを限度として、これを必要経費に算入することが認められています。（所得税法51条）また、純損失が生じた場合には、青色申告をしていない場合であっても、被災事業用資産の損失額については、翌年以降3年の繰越控除が認められます。（所得税法70条2項②）今回の震災については、まず、平成22年分事業所得の金額等の計算上、棚卸資産や事業用資産について今回の震災により生じた損失について、必要経費への算入を可能としました。（なお、被災地の確定申告の期限は猶予されています。既に申告された方は、更正申告となります。）21年分から青色申告をされている方については、被災事業用資産以外の損失を含めて、22年分所得で損失が生じた場合には、さらに21年分所得への繰戻して還付が可能とされます。さらに、純損失が生じた場合の繰越可能期間が5年に延長されるなどの特例が、認められました。</p>
163	<p>【法人税と減免措置・還付】 Q 一般的に法人税（国税）について、災害を受けたときの減免措置はどのようなものがあるのでしょうか。今回の震災での特例は、何かありますか。</p>	<p>A 法人税については、以下のような方法が考えられます。1 資産の評価損の損金算入 法人の所有する資産が（その原因を被災に限らず）評価損を生じ帳簿価格を減額しても、原則として、その減額した金額を所得の計算上損金に算入することは認められません。（法人税法33条1項）しかし、災害により著しく評価減し帳簿価格を減額した場合、評価換え直前の帳簿価額と評価換えをした日の属する事業年度終了の日における価額（時価）との差額を限度として損金に算入することが認められます。（法人税法33条2項）なお、資産の評価損の計上ができる資産及び事実については、法人税法施行令第68条に規定されています。2 災害により欠損が生じた場合の繰越控除 青色申告をしていない場合においてはもとより（法人税法57条1項）、青色申告をしていない場合（白色申告）であっても、災害による欠損が生じた場合には、7年間の欠損の繰越しが認められます。（法人税法58条1項）災害の範囲は、法人税法施行令第115条、災害による繰越損失金の範囲は同116条に規定されています。3 今回の震災の特例措置 今回の震災については、平成23年3月11日から同24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って所得金額に繰戻し法人税額の還付が可能とされます。また、3月11日から9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により同様の繰戻し還付が可能とされるなどの特例が設けられました。今回の震災に関しては、その他にも、利子配当にかかる源泉所得税の還付や被災代替資産などの特別償却・買換特例など、地方法人税を含めた各種の特例が認められています。税務署等に確認することが肝要でしょう。</p>
164	<p>【相続税・贈与税と減免措置】 Q 相続税や贈与税（国税）について、災害による特別な減免措置はありませんか。</p>	<p>A 申告期限前に相続や贈与により取得した財産について甚大な被害を受けたときは、被害を受けた部分の価額を控除することが認められています。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律（「災害減免法」）6条）申告書を提出後、甚大な被害を受けた場合は、被害のあった日以後納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の額が免除されます。（災害減免法4条）「甚大」とは、災害により被害を受けた部分の価額（保険金等による補填額は除く）が課税価額の計算の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）の10分の1以上であることが必要です。（災害減免法11条1）なお、申告・納付等の猶予も受けられます。（③-6参照）ところで、今回の特例としては、平成22年5月1日から同23年3月10日までの間に相続等により取得した特定土地又は特定株式（23年3月11日において所有していたものに限り）の価額は、その取得の時に時価によらず、「震災後を基準とした価額」にすることができるとされました。*特定土地とは、財務大臣が指定する指定地域にある土地等をいい、その指定地域とは、被災5県以外に、栃木県・千葉県・新潟県十日市市・新潟県中魚沼郡津南町・長野県下水内郡栄村を加えた地域です。「震災後を基準とした価額」の具体的な計算方法は、追って国税庁より発表されることとなっています。</p>
165	<p>【災害による期限の猶予制度】 Q 今回の震災により、国税に関して、申告期限や納付期限について猶予の措置はないのでしょうか。（1）被災地に納税地を有する場合（2）被災地に納税地を有しない場合</p>	<p>A 国税通則法11条により、国税については、災害その他やむを得ない理由により、国税庁長官・税務署長等は、国税に関する申告や納税の期限を猶予することができます。（災害の止んだ日から2ヶ月以内とされていますが、現在も災害が継続していると解釈されているようです。）この猶予には、地域を指定した期限延長と、個別指定による期限延長があります。（1）今般の震災について、国税庁長官は、平成23年国税庁告示第8号により、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の5県に納税地を有する国税の申告、請求、届出、納付、徴収等に関する期限で、その期限が平成23年3月11日以降（11日を含むこととなります）に到来するものについては、その期限を国税庁告示で定める日まで延長するとしました。そして、青森県及び茨城県については、6月3日付国税庁告示により、平成23年7月29日を延長期限の期日とする告示をしました。また、8月5日付国税庁告示により、岩手県、宮城県及び福島県のうち一定の地域についても、延長期限の期日を平成23年9月30日とすることとしました。ただ、この期日以降においても、東日本大震災による災害等により申告等ができない場合においては、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。また、岩手県、宮城県及び福島県のうち、今回指定しなかった地域における申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定めることとしています。参考；国税庁ホームページ 期限の延長の措置について http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm （2）しかし、上記5県に納税地を有しない場合でも震災の影響を受けた納税者が多数存在します。（納税地が本社のある東京でも、工場や営業所は被災地にある場合など）その場合には、上述の個別指定を受けることにより、期限の延長を受けることが可能です。但し、申請手続等が必要になります。参考；タックスアンサー#8001 http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8001.htm</p>

166	【納税の猶予】 Q 国税について、震災以前に納税額が確定しており震災後に納付期限が来る場合、納税自体を猶予してもらえないのでしょうか。	A 納付期限について、納税地が被災地になく地域指定を受けられず、個別指定も受けられにくい場合も考えられます。そのような場合でも、一定の要件を満たせば、納税自体の猶予が受けられます。認められる第1の場合は、「災害で相当な損失を受けた場合」で、それは災害により全財産の概ね20%以上の損失を受けたことを意味するとされています。猶予を受けられる国税は、損失を受けた日から1年以内の納税すべき国税を対象としています。猶予は、損失の程度により、本来の納期限から1年以内とされます。また、災害の止んだ日から2ヶ月以内に申請書を提出することが必要です。(国税通則法46条1項)認められる第2の場合は、「被災により税金を一時に納付できない場合」に納税の猶予を受けることが可能です。原則1年ですが、前述の損失を受けた場合の猶予と併用することで最大3年間の猶予を受けることが可能です。但し、この制度の適用を受けるには担保の提供が原則必要とされています。なお、第1の場合と異なり、申請期限の制限はありません。(国税通則法46条2項、4項、7項) 参考; タックスアンサー#8002 http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8002.htm
167	【地方税と期限の猶予・納税の猶予】 Q 地方税について、国税と同様に、申告や納付の期限の猶予、あるいは、納税自体の猶予をしてくれる制度がありますか。	A 国税について、各種の期限の延長制度や納税猶予の制度が存在しています。(⑨-6、⑨-7参照)同様の制度は地方税についても存在しています。期限の延長については、地方税法20条の5の2に地方団体の長がこれを行うことができる旨定めています。また、納税の猶予については、地方税法15条以下に同様の規定があります。今回の震災に関する具体的な内容等については、本Q&Aで記載したものを以て、⑨-1の回答で示した各県のホームページや市町村のホームページで確認してください。
168	【確定申告と期限の猶予】 Q 今年の3月15日が平成22年分の確定申告(個人所得税)の申告書の提出期限であり納付の期限でしたが、震災のためこれに間に合いませんでした。どうしたらよいのでしょうか。	A 所得税は、国税であり、国税庁が管轄します。これについては、⑨-6の回答のように、国税庁から、平成23年国税庁告示第8号により、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の五県に納税地を有する国税の申告、請求、届出、納付、徴収等に関する期限で、その期限が平成23年3月11日以降(11日を含むこととなります)に到来するものについては、その期限を国税庁告示で定める日まで延長することになりました。そして、青森県及び茨城県については、6月3日付国税庁告示により、平成23年7月29日を延長期限の期日とする告示をしました。また、8月5日付国税庁告示により、岩手県、宮城県及び福島県のうち一定の地域について、延長期限の期日を平成23年9月30日とすることとしました。ただ、この期日以降においては、東日本大震災による災害等により申告等ができない場合においては、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。また、岩手県、宮城県及び福島県のうち、今回指定しなかった地域における申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定められています。参考; 国税庁ホームページ 期限の延長の措置について http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm
169	【振替納税と期限の猶予】 Q 平成22年分の確定申告は、2月中に完了していましたが、振替納税の制度を利用しています。予定日に引き落とされてしまうのでしょうか。避難生活で資金が必要です。	A 振替納税とは、いわゆる銀行口座からの引き落としによる納税システムです。この振替納税の予定日は、今年は、所得税(確定申告分)が4月22日、個人事業者の消費税(確定申告分)が4月27日とそれぞれ予定されていますが、この期限も国税の期限ですの、⑨-6などで回答したとおり、被災地五県を納税地とする納税については、一律に延長となっていました。しかし、その後前問での回答に示されているとおり、延長期限の期日が定められる第15号告示が6月3日付けでなされ、当該延長期限の期日が決まった地域については、振替納付日も決まりました。具体的には、青森・茨城の両県については、確定申告及びその延納に関して振替納付日は23年8月31日とされました。参考; 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/hisai/furikae.htm 岩手・宮城・福島の三県の一部についても、第23号告示が8月5日付けで出され、当該延長期限の期日が決まりました。その結果、この延長期限の期日が決まった地域の振替納付日は、確定申告及びその延納については、23年10月31日となっております。参考; 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/hisai/wate_miyagi_fukushima/furikae.htm (なお、岩手・宮城・福島の三県の期日が決まらなかった地域(被災の程度が甚大である地域です。))については、今回延長の期限が定まらなかったため、いまだに延長されていることになりました。) 参考; 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/hisai/ijitsu_shitei0805.htm なお、仮に誤って引き落としされた場合には、還付請求の手続きが考えられますが、本来の納期限が来ていないことを理由とする還付請求は難しいと思われます。上記の延長が指定された地域以外の納税地の場合には、個別の延長手続等を検討することになります(⑨-6、⑨-7参照)。また、延長期限が定められた地域においても、さらに個別的な延長手続を申請することは可能ですので、ご検討ください
170	【相続税と期限の猶予・準確定申告】 Q 実父が平成22年5月22日に亡くなり、相続税の申告期限が今年23年の3月22日でしたが、今回の震災で申告期限を厳守できませんでした。大丈夫でしょうか。	A 相続税は、相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に申告納税すべきこととなっています。(相続税法28条1項、33条)したがって、質問の申告期限は3月22日で正しいこととなります。(1)相続税は、国税ですから、⑨-6で回答のとおり、納税地が被災地の五県(青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県)の場合は、申告期限が延長されました。そして、青森県及び茨城県については、6月3日付国税庁告示により、平成23年7月29日を延長期限の期日とする告示をしました。また、8月5日付国税庁告示により、岩手県、宮城県及び福島県のうち一定の地域について、延長期限の期日を平成23年9月30日とすることとしました。ただ、この期日以降においても、東日本大震災による災害等により申告等ができない場合においては、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。また、岩手県、宮城県及び福島県のうち、今回指定しなかった地域における申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定めることとしています。参考; 国税庁ホームページ 期限の延長の措置について http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm なお、納税地は、被相続人の死亡当時の住所地となりますので、相続人(納税義務者)の住所地ではありません。留意してください。上記の五県が納税地でない場合には、個別の延長申請なども検討すべきでしょう。(⑨-7参照) (2)また、被相続人に収入があった場合は、相続人は、準確定申告の手続を相続開始があったことを知った日から4ヶ月以内に申告し、納付しなければなりません。(所得税法124条1項)仮に、本件でそのような準確定申告が必要であったとすると、既に申告期限や納付期限を徒過していることも考えられます。相続税と共に、準確定申告の存在には注意してください。なお、準確定申告の申告期限が、平成23年3月11日以降に納税地が被災地であれば、これも猶予されていたこととなりますし、延長期限が定められた場合には、これに従うこととなります。(⑨-6等参照) 参考; タックスアンサー #2022 http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2022.htm
171	【自動車税と減免・猶予措置】 Q 今回の震災の津波で所有していた自動車が流されてしまい、行方不明です。	A 自動車税は毎年課税される(通例は5月末が納付期限)地方税で、用途・種類・排気量等により細かく税額が定められています。(地方税法145条以下)自動車税については、各被災地の県税事務所がその処理を公表しています。(以下、いずれも平成23年4月13日現在の情報です。)自動車税自体にも、災害による減免制度が規定されています。(地方税法162条)そして、例えば、宮城県は、平成23年度の自動車税納税通知書を8月22日に発送、納期限を10月31日とする発表をしています。また、被災した自動車の課税手続を停止するとしており、その手続は申請を要するとしています。岩手県は納税通知書を8月末発送、納期限を9月末としています。また、福島県は、平成23年度の自動車税の定期課税を延期するとしておりましたが、原子力被害を受けている一部地域を除き、9月7日に納付書を発送し、納期限を10月31日としました。他方、茨城県や青森県は、課税通知は通常の発行・発送を行い、被災した車両を所有している人には、個別に対応してもらおうことになっているようです。(車両が残っていれば、写真等で被災したことを証明し、車両が行方不明の場合は、被災の状況等を書面により提出してもらおうことになるとの模様です。)以上のとおりですが、最終的には各県の県税事務所に確認していただくのが最善と考えられます。

172	<p>【自動車税・自動車重量税等と登録抹消】 Q 今回の震災による津波で、自動車自体は残っているのですが、海水を被ってしまい、機能的に全損（使用不能）してしまいました。自動車の登録を抹消することで自動車税の課税を免れることは出来ませんか。170また、登録を抹消すると自動車税の還付などを受けられると聞きました。どうしたら登録を抹消できますか。</p>	<p>A 自動車税等は自動車の所有者登録の名義人に課税されるのが原則ですから、登録を抹消することで課税を免れることが可能です。しかし、自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されますから（地方税法148条）、本来は、その時点での登録を抹消しておかなくてはなりません。けれども今回の震災では、各県税事務所の対応等により、抹消しなくとも自動車税自体の課税は延長あるいは免税されるようです。詳細は、必ず各県の窓口にお問い合わせください。（⑨-12参照）ところで、自動車の登録を抹消することで、自動車税・自動車重量税、さらには自賠責の保険料が（残存車検期間に相応して）戻ってきます。したがって、登録の抹消（いわゆる廃車手続）をすることも重要になりそうです。この手続は、基本的に車両の現存している場合と、そうでない場合では異なります。自動車が存在している場合には、ナンバープレートを外して、これを持参して運輸支局や自動車検査登録事務所陸運事務所等で手続を行うことになります。（これは、被災したかどうかには関係ありません。通常の廃車手続・登録抹消と同様です。）一方、⑨-12のように自動車が存在していない場合は、ナンバープレートがありませんから、被災場所や被災状況を記した申立書に実印を押印して申請することで対応するということとなります。（後出PDFファイル参照）ところで、この登録抹消手続の申請については、自動車税等の還付があるため、（所有権留保の場合の）使用者のみの申請では受け付けられず、所有者からの申請でないと登録抹消を受け付けてもらえません。ただし、所有権変更と登録抹消を同時に申請することは可能です。したがって、自動車のオートローン等で所有権留保になっている場合は、登録抹消の手続について債権者の同意がないと事実上出来ないという不合理な結果になる可能性があります。戻ってくる税金等の対象により、細かい手続の差異がありますので、事前に陸運支局等関係機関に確認されるべきでしょう。また、特例還付の適用対象の範囲に「二輪車等」が追加されました。参考；国税庁自動車重量税の陸運支局制度について http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm なお、自動車重量税の還付は解体を伴うことが原則とされていますが、今171回の震災で損壊または滅失した自動車については、平成25年3月31日までに申請すれば、3月11日から車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税が還付されます。（自動車重量税の特例還付制度）参考；国税庁自動車被害に遭われた方へ（PDFファイル） http://www.mof.go.jp/tax_policy/hisajidousha.pdf</p>
173	<p>【自動車重量税の減免】 Q 私は、自動車販売・修理業者ですが、お客さんから車検で車と自動車重量税相当の金額などを預かりました。震災の前に税金は代行で納税して車検も継続しましたが、お客さんに納車する前に、津波で車両がさらわれてしまいました。せめて自動車税の税金の還付はできないでしょうか。</p>	<p>A 自動車重量税は、新規登録や車検時毎に納付する自動車関係の国税です。Q13は、自動車の使用者サイドの相談でしたが、この質問は、車検を依頼された業者が自動車重量税を顧客に代わって納付してしまった後に被災して、当該自動車を使用廃止となった場合の質問です。このような場合には、いわゆる災害免除法8条により、納税義務者に還付されることとなっています。なお、この制度では、「自動車重量税の特例還付制度」（Q13参照）の対象とならない二輪車も対象となります。</p>
174	<p>【自動車の買換に関する特例】 Q 今回の震災で自動車が全損してしまいました。買い換えるにあたり何か特例等はないのでしょうか。</p>	<p>A 全損した自動車にかかる税金や保険料が戻る可能性については、⑨-12、⑨-13、⑨-14を参照してください。ここでは、あらたに購入する車両に関する税金を考えますが、自動車重量税については、今回の震災の日（平成23年3月1日）から同26年4月30日までの間に取得し、車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税が非課税とされることが決まりました。また、この非課税の手続をとっていると、自動車税（平成23年から25年度分まで）も非課税となります。（但し、軽自動車税は別途手続が必要ですので各市町村にお問い合わせください。）法人や個人事業者においては、被災車両の代替車両の購入について、通常の減価償却に加えて特別償却の制度を利用できます。</p>
175	<p>【固定資産税の猶予措置等】 Q 震災の被害で建物が増壊してしまいました。固定資産税を支払わなければならないのでしょうか。津波の被害で土地が水没したままになってしまいました。それでも固定資産税を支払う必要があるのでしょうか。</p>	<p>A 固定資産税は、毎年1月1日現在の不動産（土地・建物）と償却資産を所有する人にかかる市町村の地方税です。（地方税法341条以下）したがって、国税と異なり、各県や市町村等がその対応を発表しています。例えば、仙台市においては、平成23年3月1日以降に到来する市税の申告、各種手続の提出期限および納期限は当分の間延長すると発表しましたが、その後、固定資産税（都市計画税を含む）については、7月11日に納税通知書を発送し、納期限を第1期につき8月1日としています。また、同時に津波の被害を受けた地域については地域を指定して免除を行い、さらに、被害の程度により減免制度を設けて運用しています。参考；仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/zei/kotei/1199172_2674.html http://www.city.sendai.jp/soumu/bunsoy/kouhou/h230621/kokuzi.html#kokuzi_156 被災地における他の市町村については、同じ被災地といえども市町村ごとにその処理が異なる可能性もあります（⑨-12参照）。必ずホームページ等で確認してください。</p>
176	<p>【住宅資金の贈与】 Q 震災で自宅が増壊したため建て替えを考えていますが、親から建築資金の贈与を受けた場合に税金面での特典はありますか。</p>	<p>A 住宅購入資金として両親などからの資金援助を受ける際の贈与税の特例制度としては、従来「相続税の精算時課税の制度」がありましたが、さらに平成21年6月の税制改正により「住宅取得資金等の非課税制度」ができました。これは、①住宅購入のための資金（平成22年度は1500万円まで、23年度は1000万円までとされています）を直系尊属から贈与を受け、受贈者が②その年の1月1日に20歳以下であり、③贈与の翌年の3月15日までに住宅の引渡を受け、同日までに居住していること（または居住することが確実であると見込まれていること）などの要件が必要です。これらの二つの制度は、組み合わせることも可能とされています。参考；タックスアンサー #4503等 http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4503.htm ところで、今回の震災については、平成23年4月27日さらなる特例措置、いわゆる震災特例法が施行されました。前述した「住宅取得資金等の非課税制度」の適用を受けようとしていた住宅が震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住を要件としないなどの特例が認められる予定です。同様に、建築が遅れるなどの事情がある場合は、居住期限を1年延長する特例が設けられました。また、震災の日から平成23年3月31日までに、代替建物の新築工事や不動産を購入する場合の契約の印紙税は非課税とされました。さらに、それらの建物の登録免許税（いわゆる印紙代）も免税とされました。上記に加えて、震災により滅失した住宅又は警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、一定期間内に父母や祖父母など直系尊属から住宅の取得等資金の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、1000万円までの金額について贈与税が非課税となります。その他、住宅取得等資金の贈与税の特例の対象となる住宅が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在しており、警戒区域設定指示等により平成23年1月23日までに入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。</p>
177	<p>【自宅の建て替えと登録免許税】 Q 地震で自宅が増壊したため、建て替えを考えていますが、登録免許税の免除はあるのでしょうか？</p>	<p>A 臨時特例では、平成23年3月31日までに新築・取得する建物・土地の登録免許税が免除されることになりました。具体的には、以下の通りです。1 東日本大震災の被災者等が東日本大震災により滅失等した建物に代わるものとして取得する建物の所有権の保存登記及び移転登記並びにその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、平成23年4月28日から平成23年3月31日までの間に受けるものに対する登録免許税が免除されます。（第39条）2 東日本大震災の被災者等が取得する上記1の建物の敷地の土地の所有権等の移転登記等及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、平成23年4月28日から平成23年3月31日までの間に受けるものに対する登録免許税が免除されます。（第40条）</p>

178	【住宅ローン控除の特例】 Q 今回の震災で自宅が全損してしまいましたが、住宅ローンは残ってしまいました。せめて住宅ローン減税の制度は受けられないのでしょうか。	A 住宅ローンで自宅を建築あるいは購入し、自宅が地震で倒壊してしまったり、津波で流失してしまったりしても、住宅ローン（借入金）それ自体は、消滅しません。（④-1参照）。この二重ローン問題は現在国会でも問題になっていますが、まだその結論ははっきりしておりません。他方、住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）は、今回の特別措置で平成24年分以降の残存期間の継続適用を可能とすることになりました。住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（いわゆる住宅ローン減税）は、住宅に居住していることが条件となつていますが、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、国会において「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「臨時特例」）が平成23年4月27日に成立し、同日に公布・施行されました。これにより、住宅ローン減税の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとされました（臨時特例第13条）。自宅に住むことが出来なくなった場合でも引き続き減税の適用を受けることが出来るようになりました。さらに、東日本大震災によって事故の所有する家屋が被害を受けたことにより事故の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の取得等をしてその住宅を居住の用に供した場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年（居住年）に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特別」を適用できます（控除期間は10年です。）また、東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合の住宅借入金等特別控除は重複して適用できます。この場合の控除額はそれぞれの控除額の合計額となります。 http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/tsuika_01.pdf
179	【寄付金控除（個人の場合）】 Q 私は今回の大震災の被災者を支援するために寄付をしようと思いますが、税金面で特典がありますか？	A 1 個人が下記の団体等に支払った義援金は「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象となります。（所得税78条1項、2項） 県の災害対策本部や義援金配分委員会・日本赤十字社の「東北関東大震災義捐金」口座・社会法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」・「地震災害におけるボランティア・NPOの活動支援のための募金」口座・国税庁から認定を受けた「認定NPO法人」の行う特定非営利活動にかかわる事業に関連するもの・公益財団法人・公益財団法人 2 寄付金控除の額は、下記の算式によって計算されます。〔その年に支出した特定寄付金の額の合計額 - 2,000円 = 寄付金控除額 3 特例（1）特定寄付金の合計額は所得金額の40%相当額が限度ですが、東日本大震災の復興支援税制として、寄付金控除を合計し、控除限度額を総所得の80%に拡大しました。（2）認定NPO法人及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄付金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、寄附金額が2000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその年分の所得税額から控除します。（臨時特例8条） ※平成23年3月に国税庁が「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」を公表しています。 http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/gien_faq.pdf ※国税庁ホームページ「東日本大震災に係る義援金等に関する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて」 http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm 参考；タックスアンサー#1150 http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm
180	【寄付金控除（法人の場合）】 Q 私の経営する会社では今回の大震災の被災者を支援するために寄付をしようと思いますが、税金面で特典がありますか？	A 1 法人が、以下に対して支払った義援金は、全額が損金に算入されます。（1）「国等に対する寄付金」に該当するもの・県の災害対策本部や義援金配分委員会・日本赤十字社の「東北関東大震災義捐金」口座・社会法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」口座（2）「指定寄附金」に該当するもの・中央募金会の「地震災害におけるボランティア・NPOの活動支援のための募金」（平23.3.15財務省告示第84号）2 法人が以下に対して支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。・公益社団法人・公益財団法人・赤十字社へ支払った義援金で最終的に地方公共団体に拠出されるものではないもの 3 法人が、認定NPO法人ではないNPO法人や職場の有志で組織した団体などに義援金を支払った場合は、一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。 ※平成23年3月に国税庁が「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」を公表しています。 http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/gien_faq.pdf ※国税庁ホームページ「東日本大震災に係る義援金等に関する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて」 http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm
181	【厚生年金保険料の特例】 Q 震災で会社が甚大な被害を受けました。厚生年金保険料等の支払いについて特例措置はありますか？	A 1 厚生年金保険料等の納期限の延長 厚生労働省は、平成23年3月24日に告示を行い、今回の地震によって多大な被害を受けた地域（具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に所在地のある事業主等に対して、平成23年3月1日以降に到来する厚生年金保険料等（厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、船員保険料並びに子ども手当に係る拠出金）の納期限を自動的に延長することを決めました。 2 保険料免除の特例 さらに、平成23年5月2日に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が公布・施行されました。これにより、特定被災区域（災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として政令で定められたもので、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県に及びます。）に所在していた事業所が大震災により被害を受けた場合に、申請により最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）の保険料を免除することができるようになります。この免除を受けるための要件は、被災により事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないという事態が生じている場合とされています。3 その他、上記の法律により、標準報酬月額の改定や、子ども手当拠出金の額の免除も決められています。厚生労働省のHPは、 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001b9z9.html 法律の条文は、 http://www.houko.com/00/RI/NI/01/H23_040.HTM
182	【労働保険料の減免】 Q 震災で会社が甚大な被害を受けました。労働保険料の支払いについて特例措置はありますか？	A 1 労働保険料等の納期限の延長 厚生労働省は、今回の大震災の発生に伴い労働保険料等の納期限の延長を行うことについて、平成23年3月24日に、以下の内容の告示を行いました。（1）地震によって多大な被害を受けた地域（具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に所在地のある事業主等に対して、労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金の納期限が延長されました。（2）上記（1）の地域にある事業場の事業主等について、平成23年3月1日以降に到来する労働保険料等の納期限が自動的に延長されることになりました。労働保険料等の納期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていますが、新聞報道によると事業主負担を1年分免除する方針であるとのことです。（日経新聞平成23年4月14日）。なお、雇用保険料については、従業員負担も免除する方針です。（3）労働保険料については、多くの事業主は平成23年7月11日が納期限のものから、一部の建設業の事業主の方は、平成23年3月31日が納期限のものから適用されます。また、障害者雇用納付金については、多くの事業主の方は本年5月16日に納付期限が到来するものから適用されます。2 納付の猶予（1）上記1の（1）の対象地域以外の地域にある事業主であっても、地震により財産に相当な損失（全財産の価額の20%以上の割合の損失額）を受けたときには、3月11日以降に納期限が到来する労働保険料等について、事業主の方の申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。（2）くわしい内容は、労働保険料については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に、障害者雇用納付金については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構におたずねください。また、下記の資料も参考になります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf
183	【健康保険料の減免】 Q 震災で被災したのですが、国民年金保険料や国民健康保険料の支払いについて特例措置はありますか？	A 1 国民年金保険料について被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方等は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村または近くの年金事務所にお問い合わせください。上記については、下記のHPを参照してください。 http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0314_05.pdf 2 国民健康保険料について被災した方の国民健康保険料についても、各自自治体で減免措置をとっているところがありますので、問い合わせをしてみてください。（例）多賀城市 http://www.city.tagajo.miyagi.jp/saigai/tetuduki.html#nouchusyo 千葉市 http://www.city.chiba.jp/hokenfukushu/kenkou/hoken/saigaigenmen.htm ml 3 年金の受給や保険料の納付に関しては、下記のPDFも参照してください。 http://www.nenkin.go.jp/question/pdf/hisai.pdf